

子どもと里親のための サポートハンドブック]



(発行元) 社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 二葉子どもと里親サポートステーション

はじめに

「子どもにとって」・「子どもの権利」からみた 里親養育とその支援

青山学院女子短期大学 教授 横堀 昌子

「おうちっていいね。おうちのごはんっていいね。」「私は家庭で"親子関係"をごく自然に感じながら育ててもらって、紆余曲折しながら大人への道を見つけました。」これらは、里親委託された子どもたちの言葉です。里親さんの思い、子どもの思い、24時間365日の里親家庭の暮らしの営みの中で培われる「確かなもの」が感じられます。

かつて故・鈴木祐子院長の時代に東京都の養育家庭センターを併設していた二葉乳児院では、 入所児のインケアや家族支援に心を注ぐ一方、里親委託・里親養育支援を、何よりも「子どもにとって」 という視点で大事にしてきました。私は、そんな思いを当時から知る者の一人です。また、2009年度に 二葉乳児院が東京都から里親支援機関事業のモデル事業を受託し、児童相談所に入る形で働く里親 委託等推進員が都でまだ1名体制であった時期から、里親家庭訪問事業を中心に、心理職・ソーシャル ワーカーから成る「チーム二葉」のみなさんのスーパーヴィジョンを担当してきました。

委託に際しての子どもへの情報提供や意見表明のあり方、養育者への養育の要点の提供や支援のあり方。子どもと子どもの最も近くにいる養育者の強み(ストレングス)と向き合う必要のある課題。支援の側から家庭を補強すべき課題への気づき。公的機関に対応願うこと。これまで家庭に継続的に足を運ぶ中でキャッチした支援ニーズをふまえて創り出す里親さんや養親さんが学ぶ講座やサロンの展開…。あれこれ語り合い「大切なこと」を確認するその場は、徹底して子どもの側に立つまなざしと感性にあふれています。里親養育支援・子どもへの支援に何が必要か、家庭での生活体験と密な養育者との関係性の獲得が、「大人の事情や都合」でなく、子どもの権利の側から発想され、子どもの未来をエンパワーするものとなるために関係者がなすべきことは何かという問いに満ちているのです。こうした蓄積の中からこのハンドブックが編まれました。軸足を置いたのは、「子ども中心」「子どもの最善の利益・権利保障」という視座です。「二葉・子どもと里親サポートステーション」の看板が掲げられたのは2016年の春。以後も、子どもたちが、実親の存在や生育歴を含めて受けとめられ、守られ、家庭のストレングスを活かした環境の中で育つこと、将来につながる「今」をケアされることを探究し、それらを保障するための基盤づくり、地域の社会資源活用や関係機関連携・協働を検討してきました。

「里親支援」は、ともすると里親さんへの支援に焦点化されがちです。しかし本来大事なのは、支援者が切れ目のない「輪」をなして養育の営みを支え、養育者が子ども理解・子どものニーズ理解を深め、支援が子どもに届くこと、関係者の見通しとつながり(コミュニティ)の中で子どもが育ちゆくこと、養育と支援が車の両輪として動きながら里親制度が子どもの福祉の制度として機能することです。国は2016年改正児童福祉法、2017年「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、社会的養護を必要とする子どもの家庭への委託を進める方針をより明確にしました。東京都は「チーム養育」を掲げ、里親養育への支援体制をリニューアルしています。措置権者である児童相談所はもとより

関係機関はより連携を深め、子どもの人生を、バトンを落とすことなくリレーし、子どものニーズに確かに応える応援団になりたいものです。十年後、二十年後、その子どもの未来に説明責任を果たせる養育と支援を創造していく責任が私たちにはあります。社会に託されたいのちを受けとめ、育む、公的な養育なのですから。

このハンドブックは、関係者とのコラボレーションの中から生み出した、栄養たっぷりの「卵」です。「はじめの一歩」ですが、想いをこめた一冊が誕生しました。ご一緒にこの「卵」をあたため、日常の暮らしや実践と照らしあわせ、皆で対話しながら育てていきませんか。何よりも、子どもたちの泣き笑い、人生ときちんと伴走できる存在になれるように。子ども・実親・里親・関係者のほっとしたあたたかな笑顔と、関係者が心注いでつむぎ出す日常から、可能性ひろがる未来が育まれることを願って。

ハンドブックの使い方・作成にあたっての考え方

二葉乳児院は、平成 20 年度より、東京都の里親支援機関事業を受託し、現在では、11 名のスタッフでこの事業に取り組んでいます。10 年をとおして、事業内容も変遷してきました。事業内容は、広報啓発・相談援助・研修企画など多岐にわたります。そのなかで、もっと何かできたのではないのかと落ち込むこともあります。私たちはその都度、話し合い、最善の方法が何かを考えるよう取り組んできました。今回、里親さん、養親さん、子どもから教えてもらったこと、スタッフ間で悩んだこと、関係機関職員さんと話し合ったことなどの多くのキーポイントと、知っておきたいこと、知っておいて欲しいことをハンドブックとしてまとめることにしました。二葉乳児院の理念でもある「children first」という考えを大切にして、特に、「子どもにとってどう考えるか」という視点を中心に置いて作成しています。また、学識経験者として、平成 20 年度からずっと私たちの SV をお願いしている青山学院女子短期大学教授・横堀昌子先生に本研究に参加いただき、このハンドブックを充実させ、より多くのみなさまの手に届き、活用していただけたらと考えました。

里親・養子縁組を希望する里親として登録をされた方、現在受託中の方、そして、里親子に関わる施設職員 並びに児童相談所等関係機関の方に是非読んでいただきたいと思います。また、このハンドブックをとおして、 また、共に課題を整理し、次につながるようなきっかけになればと思います。

ハンドブッ<u>ク作成にあたって</u>

- このハンドブックは、「植山つる児童福祉研究奨励基金」の助成をうけて作成しています。
- ●「知的障害」など診断名については、「障害」と記載していますが、 それ以外は、「障がい」と記載するようにしています。
- 文中では、「里親」と記載されている場合と「里親さん」とさん付けで記載している場合があります。
- 文中に紹介されている事例等は、内容を損ねない範囲で個人が特定されないように加工・修正しています。

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 長田 淳子

子どもと里親のためのサポートハンドブック1

1 子どもを迎える前に確認しておきたいこと

- ▶7 社会的養護とは? ~公的養育について~
- №9 養育の協力者を増やす ~パートナー、家族から。そして地域へ ~
- pll 真実告知の意味(1)~「真実」とは何か~
- pl3 真実告知の意味 ② ~ 養育里親の場合~
- pl5 真実告知の意味③ ~ 養子縁組里親の場合~
- p17 子どもの物語をつむぐ ~私たちにできること~

2 中途養育からの関係づくり・大切にしたいこと

- p21 里親家庭への移行をどう支えるか
- p23 子どもと向き合う時間 ~愛着形成に必要なこと~
- p25 赤ちゃん返り・試し行動
- p27 実親についてどう説明するか
- p29 里親さん自身を大切にすること

3 子どもの委託打診・交流中に知っておきたいこと

- p33 委託の打診を受けたら ~子どもの背景の理解 ~
- p35 交流が始まったら① ~養育のバトン~
- p37 交流が始まったら② ~環境設定~
- p39 子どもを知る① ~目の前の子どもを理解するために~
- p41 子どもを知る② ~不適切な養育や喪失体験が子どもに与える影響
- p43 子どもを知る③ ~発達の課題 ~
- p45 子どもと名前(1)~実姓と通称姓(養育里親)~
- p47 子どもと名前② ~改名(養子縁組里親) ~

4 長期外泊から委託間もなくのころ

- p5] 長期外泊と委託当初に大切にしたいこと ~ 里親子が過ごす時間の意味とは~
- p53 委託時の里親が配慮しておきたいこと ~ 子どもとの生活のスタートをどう支えるか ~
- p55 一時保護委託の際に大切にしたいこと ~ 里親子が過ごす時間の意味とは~

5 委託後の子どもとの暮らし

- p59 里親家庭に訪問するときのヒント \sim ニーズ把握と関係機関の情報共有について \sim
- p61 子どもにかかわる人や機関への伝え方 ~ 学校や保育園、周りの人にどう伝える? ~
- p63 実親の存在・交流に対する考え方 ~ 子どもの今をつなぐために~
- p65 里親家庭の不適切な養育を防ぐこと ~ 子どもと里親さんをつなぐために~
- p67 子どもと「性」
- p69 性被害から子どもを守る
- p71 子どもの安全基地になるということ

6 里親家庭から子どもが離れるとき

- p75 子どもにとっての自立支援について
- p77 里親委託後の措置変更・措置解除



2

3



第】章

子どもを迎える前に 確認しておきたいこと



社会的養護とは?

~ 公的養育について~

成28年5月、児童福祉法改正案が国会で可決・成立されました。虐待や何らかの事情で実親が育てられない子どもたちはもちろん、全ての子どもの育ちが保障され、子どもが権利の主体であることが明確に示されています。また、「家庭養育優先原則」に基づく社会的養育の推進も明確にされています。虐待等で親子を分離せざるを得ない場合、まずは家庭復帰に向けた努力が最大限に行われること、家庭復帰が困難な場合であっても、まずは特別養子縁組や里親家庭への委託が検討されます。専門的ケアを必要とするなど里親家庭等への委託が困難な場合には、児童養護施設などの児童福祉施設への入所が検討されることになります。その場合であっても、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、施設はグループホームなどの小規模かつ地域分散化に取り組むことが求められています。

子どもの成長発達の保障のため、子どもや保護者の意向を尊重しながら、子どもに必要な支援を確実に活用できるよう行政機関(児童相談所等)が関わることを「社会的養護」と言います。里親さんの家庭に委託されることも「社会的養護」であり、里親さんと児童相談所、子どもに関わる地域の人々とも協働し、子どものニーズは何か、今できる最善のことは何かを情報共有・意見交換しながら養育していくことが求められています。

KEY POINT of -

子どもにとって

■ どんなに幼くても、分離などの喪失体験を経験してきた子どもたちであり、成長とともにその事実を受け入れていかねばなりません。そのためにも、安全で安心できる生活基盤が用意されることはもちろん、子どもが自身の生い立ちを整理しながら受け止め、今、未来を見通し自分の将来を自分で選択できる力を里親さんのもとで身につけることが大切です。それには、幼いころから「愛された記憶」「認められた経験」をたくさん積み重ねることが望まれます。

里親として

- 子どもが委託されたら、子どもに合わせた生活リズムに対応しつつ、これまで通り仕事や家事をこなし、子どものケアも行い、何もかも自分で判断して行わなければならないと頑張る里親さんに多く出会います。子どももまた、里親さんとの生活になじんでいこう、期待に応えようと大人が考えている以上に頑張っています。その状態が続くと、里親さんも子どもも疲弊してしまいます。ちょっと肩の力を抜いて、子どものことばに耳を傾けてみましょう。
- 大人が子どものために必要と思っていることと、子どもが大人に求めているものが違っている場合もあります。その相違がお互いの生活を辛くさせる原因になっている場合もあります。子どもが求めているものは何か、そこに目を向け、どのように応えるかも養育上大切なポイントです。

地域および関係職員として

- 初めて子育てをされる里親さんも、実子がいらっしゃる里親さんも「中途からの養育」には 戸惑われます。初めての子育てであれば、まず基本的な子どもの心身の発達を知ってからでないと、 目の前の子どものニーズに気づくことが難しい場合があります。
- 子育て経験のある方でも、これまでの経験で得た対応方法では全く通じず「以前はこれでうまくいったのに…」と途方に暮れることもあるでしょう。今里親さんが困っていることは何か、なぜそれが起きるのか、子どもはどんな気持ちだと思うか、一つ一つ里親さんが感じたことを語ってもらいながら一緒に解決策を考えていきましょう。時間がかかっても自分で考え、対応し、状況が改善されればそれは里親さんの自信にもつながります。

さまざまな「里親」のかたち

東京都の場合は、下記のように分かれて里親登録されることになります。里親家庭での養育は、「里親が行う養育に関する最低基準」や「里親及びファミリーホーム養育指針」などに則って行われます。また、委託された子どもが措置解除になるまで児童相談所が関わり、子どもの育ちを里親さんと一緒に支えます。 ※東京都では、養育里親のことを「養育家庭」と呼んでいます。

東京都における里親の種類

養育家庭

- 養子縁組を目的とせずに、一定期間児童を 養育する里親家庭
- ご夫婦、またはご夫婦でない場合は子育て 経験や一定の資格などの要件が定められている

専門養育家庭

- 虐待、非行により専門的な援助を必要と する子どもを養育する里親家庭
- 一定の要件を満たし、専門養育家庭研修を 修了していることが必要

親族里親

● 実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に祖父母などの親族が子どもを 養育する里親家庭

養育家庭(親族)

◎ 家庭裁判所により扶養義務を負わせられていないおじ、おば等については親族里親ではなく養育家庭が適用される

養子縁組里親

- 養子縁組を目的として、養子縁組が成立 するまでの間里親として子どもを養育して いただく里親家庭
- 申込者はご夫婦であることが必要

養育の協力者を増やす

~パートナー、家族から。そして地域へ~

れから出会う子どもたちは、多かれ少なかれ、それまで生活していた環境で身につけてきた 習慣や考え方などを持っています。発達や健康面で配慮が必要な場合や、委託後 実親さんとの交流の可能性があるかもしれません。家庭に迎えるにあたり「こんなとき、どうする?」「あなたはどう考える?」と折に触れ、パートナーや家族と話し合っておくと お互いの養育のイメージがより具体的に持てます。また、より良い養育のためにもお二人の 考えを支えてくれる親族や友人、地域の方々とのつながりなどご自身の考えや地域性を 大切にしながら無理のない範囲で支援の輪を広げていくことが大切です。

KEY POINT of -

子どもにとって

■ 里親さんが自身の親族、友人や関係機関とつながる姿を示すことで、子どもも周囲とつながる 大切さやそのスキルを学ぶことができます。周囲の力をかりながら課題を解決できるようになる ことは、子どもの「自立」にも必要不可欠な力です。

里親として

- 子どもの行動・言動は「予測できない」ことの連続かもしれません。それを支える里親さんには、 気力・体力とポジティブな思考が必要です。
- ちょっと愚痴をこぼせる相手や気の置けない友人の存在は大切です。疲れたとき、迷ったときは支えてもらえるような環境をつくっておくことも必要です。
- 子どもとの出会いは、ある日突然やってきます。委託前からサロンや研修に参加し、様々な里親 子の姿に触れ、先輩里親さんのお話を聞くなどして、自分なりの養育イメージを持つと良いでしょう。

地域および関係職員として

- 子どもも里親さんも、それまで生きてきた歴史があり、そこで身についた知識や習慣があります。実際に生活が始まったら、違いを認め合いながら一緒に生活していくことがいかに大変か、その想いをまずは受け止めましょう。子どもは思いと行動が一致せず、行動だけ見ると理解しづらいこともたくさんあります。子どもが今どんな気持ちなのか、里親さんと一緒に考えてみることも必要です。
- 家庭の状況やニーズに合わせて、関係機関だけでなく子どもが生活する地域にも理解者として関わってもらうことも大切です。児童相談所や関係機関、里親さんと情報共有しながら、子どものより良い成長につながるよう体制を整えていきましょう。

親族が養育するということ

実親が死亡、行方不明、入院等により養育ができない場合、扶養義務者及びその配偶者である親族が親族里親になり養育を担うこともあります。(注)「親戚なのだから私が育てなければ」「施設に行くと地元で生活できなくなるから」と子どもへの情や親族としての責任を感じ、養育を始められることが多いようです。子どもたちもまた、ある程度なじみのある人間関係の中で生活することができるという利点があります。しかし、親族として関わりを持つことと、一緒に生活する家族として関わるのではその距離感も違いますし、これまで生活してきた場所で培われた生活習慣や価値観を互いに持っているわけですから、親族里親であっても家族になっていく過程は簡単ではありません。親族のうち、とくに祖父母が親族里親として養育されることが多いようです。体力面、金銭面の課題はもちろん、世代のズレからくる考え方や習慣等の相違は、里親さんにとっては不安や生活においての課題となります。子どもたちも生活が落ち着き成長してくると、これまでは「親戚の一人」と思っていた大人が「家族の一人」として自分に関わってくることに戸惑いを感じたり、遠慮して思ったことが言えないストレスを抱えたりすることも考えられます。

親族であっても親族里親として登録し、養育を開始した場合には、児童相談所が関わり、養育上の様々な相談を一緒に考えていくことになります。サロンや研修なども積極的に活用して、オープンな養育を心がけていきましょう。

(注)親族里親とは…

死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、子どもの両親、その他現に監護する者の 養育が期待できない場合、養育里親の要件に加え「扶養義務者及びその配偶者である親族」であり「養育を 希望する者」として登録された里親を指します。

全国の親族里親の登録家庭数、委託家庭数、委託児童数は下記のとおり

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
平成 25 年 3月末	471世帯	465世帯	670人
平成 29 年 3月末	526世帯	513世帯	744人

※里親登録家庭数、委託里親家庭数、委託児童数については、厚生労働省による 「社会的養護の現状について(参考資料)」平成26年3月版、平成29年12月版を参照

真実告知の意味

~「真実」とは何か~

子縁組里親であれ、養育里親であれ、子どもにとって、真実告知は成長の過程に おいて、とても大切でとても難しいステップとなります。真実告知における「真実」 とは何か。「事実を伝えること」とは違うのか。違うとすれば何が違うのか。様々な研修で 語られているところですが、大切なことなので改めて問い直してみます。

真実告知とは何ですか? なぜ子どもにとって必要なのでしょうか?

KEY POINT of

子どもにとって

- 実親の存在は、子どもにとって自分がこの世に生まれたことの原点です。実親を否定されることは、 自身の存在意義を否定されたと感じるかもしれません。
- 自分自身の生い立ちや兄弟姉妹たちのことを知りたいと思ったとき、子どもには知る権利があります。
- 真実告知は、子どもが、生い立ちも含め「ありのままの自分」を肯定的に受け止められるように なるために必要です。少しずつ色々な情報を得て、自分の中で整理する作業を通して、子どもは現状 を受け止め、理解し、ぽっかり空いた過去や自分自身を埋めていきます。そして、しっかりと地を固め 自身で立っていられるようになっていきます。

里親として

- 子どもが実親のことを知りたいと思うのは、成長していく過程でとても自然なことです。家庭の中で、 その想いをことばに出せる雰囲気を作ることが大切です。
- ある日、ふいに子どもから「お母さんのおなかから生まれたの?」「名前は誰がつけたの?どんな 意味?」などと質問してくることがあるかもしれません。心の準備をしていなければ、一瞬答えを躊躇 してしまうでしょう。どんなに幼くても、子どもたちはその反応からいつもと違う空気を感じとります。 そういった場合でも決して嘘となるような話に替えてはいけません。
- 真実告知は一度で済むものではありません。子どもの成長に合わせて、子どものニーズに合わせて その都度行っていくことになります。もし一度でも嘘を言ってしまったならば、次に話すときにさらに 嘘を重ねることになります。それは、子どもはもちろん、里親さん自身をも苦しめてしまいます。

地域および関係職員として

■ 真実告知のタイミングは、里親子の関係が安定してから行う必要があります。子どもの発達に合わせて、 何をどのように伝えるのか里親さんと児童相談所、関係機関で相談しながら行いましょう。

■ 真実告知では、子どもも大人も感情を大きく揺り動かされます。時に子どもは実親への期待、喪失感 からくる怒りや悲しみ、混乱した感情を里親さんに向けることもあるでしょう。様々な思いを抱え ながら何とか受け止めようとされる里親子をしっかりと支えていかねばなりません。

12

「事実」と「真実」

里親さんを必要とする子どもの背景は、大変複雑で、厳しい状況の場合があります。それは産みの 親が育てられない「事実」として子どもの生い立ちに関わってきます。それを「事実」そのままに 伝えるのか、子どもそれぞれのタイミングに合わせて、どう伝えるのかはとても難しい選択に

厳しい状況(事実)があって、出産後、育てられない事情があったこと。第三者に託す時に産みの 親が子どもについて語った想い。産みの親と暮らせないことが子どものせいではないということ。 そして、今、里親として育てている私たちは、あなたのことを心から愛しているし、大切に思って いるという「真実」を子どもに伝えることが「真実告知」なのです。

「いろんなことがあって、産んでくれたお母さんと一緒に暮らせないという事実があるけれど、 自分を心から大切に想ってくれて、この事実を一緒に受け止めてくれる大人がいる」 そう子どもが思えることが一番大切ではないでしょうか。

真実告知をする際に、参考になる絵本や書籍は、日本でも海外でも作成されています。読み 聞かせに適した本から、里親さんが読んでおくのに適した本まで様々です。興味を持った本が ありましたら、一度手にとってみてください。ここではその一部をご紹介します。

真実告知に関する絵本

- ●「ふたりのお母さんから あなたへのおくりもの」 (いいたかもとこ 訳 しもかわくみこ 絵 社団法人家庭養護促進協会 2007)
- ■「たからものは なあに?」 (あいだひさ 作 たかばやしまり 絵 偕成社 2009)
- ●「ねえねえ もういちどききたいな わたしがうまれたよるのこと」 (ジェイミー・リー・カーティス作 ローラ・コーネル 絵 坂上香 訳 偕成社 1998)

真実告知に関する本

●「真実告知ハンドブック」 (社団法人家庭養護促進協会 編著 エピック 2007)

子どもの権利に関する本

●「子どもによる子どものための『子どもの権利条約」」 (小口尚子・福岡鮎美 文 小学館 1995)

真実告知の意味

~養育里親の場合 ~

育里親の場合、養子縁組を目的せず一定期間子どもを養育する制度のため、実親との親子関係は継続したまま養育することになります。また、長期養育の場合や中高生などの高齢児からの委託では、日々の生活の中で自立も視野にいれながら養育することになります。いずれにしても、自立し自信をもって社会に出ていくまでを支えることになる養育里親では、その時期に合わせながら子どもが自分の生い立ちを整理していく過程に寄り添うことがとても大切になってきます。

KEY POINT of

子どもにとって

- 保育園、幼稚園、各学校等での公的な記録や卒業証書は戸籍上の姓で記載されます。近年、通称名(里親さんの苗字)で通知表や卒業証書等も対応してくださる学校が増えてきました。しかし公文書においては通称名使用が不可の場合もあります。例えばパスポートや各種免許証、保険証等も戸籍上の姓で記載されます。
- 実親との関係が面会交流などで継続しているときには、空想や理想と違う現実の親を目の当たりにしたり、 実親がきょうだいとは一緒に生活をしているような現実を前に混乱し不安定になる場合もあります。
- 児童福祉司や児童心理司の訪問や面接を通して、自身の置かれている立場がもしかすると他の子どもたちと 異なるのではないかと感じることもあります。どういった事情であれ里親家庭で共に生活することになったとき から大切な家族であることを繰り返し伝えていきましょう。日々の小さな積み重ねの中で自信を身につけて いきます。里親さんとの間に築かれた絆が子どもに安心感を与え自分を肯定できる土台となります。

里親として

- 子どもに伝えることと地域に伝えていくことは、少し切り離しながら考えていきましょう。子どもに話をしたら周囲にも話してしまうのではないかと心配になることもあります。子どものペースも見守りながら、どのように進めていくかを考えましょう。
- 成長するにつれ、里親宅で生活していることへの疑問や実親への複雑な思い、将来への不安など、様々な感情から里親さんと衝突することもあるでしょう。関係機関の様々な専門職や学校の先生などに是非相談しながら、子どもの混乱をどう支えていけるのかを考えていきましょう。
- 養育里親であることを子どもに伝えることは、真実告知の中でも、とても難しいことなのかもしれません。 乳幼児期から長期養育をしている場合は特にそうでしょう。「里親子であること」「実親との関係があり、 家庭復帰の可能性もあること」「養育費や里親手当が公費から支払われていること」を子どもがどう知って いくのかは子どもの成長発達やタイミングにもよります。

■ 制度上不安定にも取れる里親子関係は、子どもにとって足元から自分自身をも揺らぐような不安を感じるときもあるかもしれません。変わらない安心と安全と、そして、親子関係があることをその都度伝えることが子どもの安心につながる一助となります。

地域および関係職員として

■ 実親との交流がある場合、他の里親家庭や児童養護施設などにきょうだいがいる場合など、実家族のことについて、どのように子どもに話をしていくのかは里親さんと十二分に話を重ねながら進めていきましょう。時には里親さんが子どもの実家族の現状を受け入れられずに、伝えることに否定的になる場合もあります。里親子それぞれの揺れを丁寧に取り上げながら進めていきましょう。

「生い立ちの授業」と里親家庭

小学校 2 年生のときに「生い立ちの授業」があります。

『学習指導要領「生きる力」第2章 各教科 第5節 生活』によると、その目標は「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」とあります。

これに基づく内容は9例挙げられ、うち1つが「自分自身の成長を振り返り、多くの人々の支えにより自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かり、これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつとともに、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活することができるようにする。」と明記されています。

文言をよく読むと「生い立ちを振り返る」ことは考える過程の一部で、「自分ができるようになったこと」などを自分で認め、自立への自信や次のステップに向かう意欲を持てるようになることが重要なのだと分かります。

養育家庭の場合に限らずひとり親家庭や親族と暮らす子ども、ステップファミリーなど家族のあり方は多様化していますし、学校の先生方もどのように授業を進めていくか日々研鑽を重ね考えてくださっています。東京都では里親子を担当する児童相談所職員が毎年子どもが通う学校を訪問し学校との連携を図っています。また平成29年度より里親支援機関が中心となって教育機関に対し里親制度研修を年1回開催しています。

子どもが安心して授業を受けられるようこの時期までに真実告知を始めていることはもちろん、子どもに必要な配慮があれば、児童相談所や学校とも相談しながら里親さんも一緒に「生い立ちの授業」を考えていただけたらと思います。

1 子どもを迎える前に確認しておきたいこと

真実告知の意味

~ 養子縁組里親の場合 ~

州主 別養子縁組の場合、特別養子縁組が成立すると実親との親子関係が終了し、子どもと 養親は法的に実親子関係を結ぶことになります。それは子どもに安定した養育環境を保障します。それと同時に出自を知る権利も保障されなければなりません (子どもの権利条約 第7条)。 真実告知を受けた子どもは大なり小なり実親のことを知りたいと思うでしょう。それは養親子関係の状態とは関わらず自然に起こる気持ちです。子どもが実親を知りたいと思う背景の 1 つにその存在を通して自身の生きる価値を問い、不安定な自己の存在を確かなものにしたいという思いがあると考えられます。いわば自分探しの一端であり「知りたい」と「会いたい」は別感情の場合も多くあります。知り得た事実を受け止められるだけ成長し、安定しているか確認することは必要ですが「知りたい」という気持ちは自然なこととして理解を示してもらえたらと思います。

KEY POINT of

子どもにとって

- 子どもにとって「真実告知」は、詳細な事実ではなく、「子どものことを想い、悩み、真摯に向き合って伝えよう。」そして、「どんなときも一緒に受け止めていこう。」という里親さん、養親さんの想いや決意表明に触れる機会なのかもしれません。伝える言葉の内容は様々であっても子どもにとって「特別な大人」の真っ直ぐな想いは真っ直ぐ子どもに伝わります。
- 一緒に生活している父母はかけがえのない存在であり、実親もまた子どもの誕生に関わる無二の存在です。どちらも子どもにとっては大切な自分自身の原点となります。
- 戸籍には、民法 817 条の2による裁判確定に基づく入籍であることが記載されます。これは、戸籍をさかのぼることで産みの親が誰であったか、子どもが自身の出自を知る権利に配慮されています。

里親として

- 子どもが小さなころから、心から可愛いと思っていること、大切な存在と思っていることを伝えましょう。 無条件の愛情を注ぎ、言葉で伝えていくことも「真実」です。
- 子どもの成長とともに伝え方や内容は変わるでしょう。場合によっては答えられない (分からない) ことも出てくるでしょう。その場合は児童相談所等との連携が必要になります。それと同時に血縁関係の 有無にかかわらず私たちは家族であり、あなたはずっと大切な私たちの子どもである。というメッセージも 変わらず伝え続けることが大切です。

地域および関係職員として

■ 真実告知の大切さを理解しているけれど、いざ子どもと向き合うと言えない、関係が崩れてしまうのではないかと不安を感じる里親さん、養親さんもいます。しかし案外子どもはたくましく、受け入れる力を備えている場合も少なくありません。その土台は里親さん、養親さんと生活した日々があってこそです。親子関係を客観的に見て、真実告知のタイミングを里親さんと一緒に考えていきましょう。

思春期になると、子どもは真実告知をどう受けとめていくのか

10代になると体の変化とともに心も大人になるため変化していきます。「自立」に向けて成長していく過程で、子どもは親と自分の考え方の違いに気づき「自分はこういう人間だ」と自覚していきます。また、友達と自分を比べ関係性に悩むこともあるでしょう。里子である場合はそのような誰しもが経験することだけでなく、真実告知を受けることで下記のように受け止め、自分自身について考える子どももいるようです。子どもの気持ちを尊重し見守ることもこの時期必要なことです。

- 養育の不連続のダメージからの修復課題と自己肯定感情の確認
- 真実告知の内容と受け止め実親に関する思いの活性化と整理
- 自分はこの世に望まれて生まれてきたか
- 自分には生きる価値があるか
- 実親はなぜ自分を手放したか
- 自分の本当の居場所はどこにあるか
- 自分の出生の意義は誰が感じ取ってくれるのか
- 自分の記憶の中の自分の不確かさ
- 周囲の人間の記憶の中の自分の不確かさ
- 連続性を感じることへの過敏さ「私はどこからきて、どこへ行くのか」

引用: 『里親支援ガイドブック』里親支援専門相談員等のソーシャルワーク p39-p40 養子と里親を考える会 © 著 株式会社エピック 2016

※注)上記引用文は日本こども家庭総合研究所 山本恒雄氏が講演「思春期の里子について」内で 説明されたことを筆者の岩崎美枝子氏がまとめたものである。

子どもの物語をつむぐ

~私たちにできること~

生まれた場所はどこですか?」「名前の由来は何ですか?」「あなたの父母はどこで出会ったか知っていますか?」一家庭で生活している子どもが、このような質問に答えることはたやすいでしょう。生まれたときから折に触れ、家族の何気ない語りの中で耳にし、アルバムを見ることでもそれを知ることができます。しかし、施設で暮らす子どもや里親委託になった子どもの中には現在までの人生に連続性がなく、答えられない場合があります。知りたくても自分の過去を語ってくれる大人がいない、探る手段もない、自分のことなのにわからないという事態に直面した時の子どもの不安はどれほどのものでしょうか。

子どもが「過去」をたどり、「今」とのつながりを理解し、納得しながら「未来」をどう生きるか前向きに考えられることこそが、子どもの真の自立を支えます。そして、里親家庭での生活もまた、子どもの人生の一部となります。「未来」につなぐため私たちにできることは何か一緒に考えましょう。



KEY POINT of

子どもにとって

- 大人から見れば他愛のないエピソードも子どもにとってみれば「大事な過去の一部」になります。
- 事実は「何が起きたのか」ということだけではなく、それが子どもにどのような意味を持つのかという視点で考えることが必要です。
- ■「客観的な事実=真実」というわけではありません。子どもから見た事実には空想や願望も混ざっていることがあるでしょう。そういった「想い」も含めて彼らにとっての真実が出来上がります。 例えば「2歳から施設にいた」という事実は幼いころはその意味も理解できず、生活や感情に大きな影響を与えずにいたでしょう。しかし、成長とともに「なぜ私はここにいるんだろう?」と疑問を感じた時、説明する大人が戸惑ったり十分に説明がなされないと「私のせいなんだ」「私が悪い子だったから」などと誤った解釈をし、自分の存在を自分自身が認められず、自分自身を大切な存在として受け止められなくなってしまうかもしれません。

里親として

- 子どもの身近にいる里親さんにできることは、彼らの過去につながる物や情報を大切に扱うことです。子どもの母子手帳、写真、お気に入りだった洋服、これまでいた場所から持ってきた物などは、過去の記憶につながる大切なものです。里親さんが委託を受けるということは、単に養育を受け継ぐだけでなく、これまでの子どもの記録・記憶もつなげていく役割を引き継いだということです。子どもとともに預けられたものは大切に保管しましょう。そして、それらの価値を判断するのは子ども自身です。勝手に捨てることはもちろん、汚したりその価値を判断することがないよう気を付けましょう。
- 子どもの「今」をできる限り記録しましょう。写真や学校で創作した作品、作文、心に残るエピソードなど、振り返った時にその時の出来事や思いがよみがえるよう記録しておくことは、子どもにとってとても意味があります。子どもは、自分が小さかった時のことを聞きたがるものです。「自分は小さな時、どんな子だった?」その問いに愛情をこめて「あの時はね…」と語ってあげられることが何より大切なことだと思います。

乳児院から里親さんへ引き継がれる子どもの「物語」

乳児院から里親さん宅へ措置変更される場合、子どもの私物や乳児院からの贈り物が渡されます。 それは子どもが施設へ入所する前から持っていた物(母子手帳やへその緒など)だけでなく、入所後の 子どもの成長と生活を収めたアルバムです。担当職員から子どもと里親さんへさまざまな願いと想いを 形にして渡されます。

また、乳児院にも子どもの記録や個別のアルバムには入れていない写真なども年度ごとに作成され 保管されています。子どものライフストーリーワークや真実告知の際にご活用ください。





※二葉乳児院に保管されている年度ごとアルバムの写真等



第2章

中途養育からの関係づくり・ 大切にしたいこと



里親家庭への移行をどう支えるか

→ 親養育には「中途からの養育」という側面があります。子どもは産まれた病院、実家、 ──── 一時保護所、施設等で生活した経験を経て里親と出会います。里親という存在を子どもは どのように理解し受けとめて委託に至るのでしょうか。

施設にいる子どもが里親と交流を重ねる際、施設と里親宅を行き来します。また、その時期は里親と 施設職員双方の養育が重なります。子どもが混乱しないよう、生活の場が里親家庭に移る予定である ことを子どもにわかるように伝えていくことは大切です。そうすることで子どもは新たな環境に 身をおくことへの不安を軽くできるかもしれません。里親家庭への移行プロセスを見守り支える 際の考え方や工夫についてまとめてみました。

KEY POINT of

子どもにとって

- 子どもにとって里親の存在はどのように映っているでしょうか。期待、不安、喜び、甘え、いろいろな 気持ちが表情や行動にあらわれるかもしれません。子どもが愛着を寄せている職員が里親と良好な 関係であれば、それは子どもにも伝わり、子どもは里親との愛着を築きやすくなります。
- 子どもによっては、いままで面会交流を経験したことがない場合もあります。「自分にとって特別な人」 が会いに来るということが理解できず、泣いたり避けようとしたりすることもあるでしょう。面会を重ねて、 子どもが「自分にとって特別な人」と認知していく過程を見守りましょう。

里親として

■ 交流を重ね里親子の関係が深まると、子どもを家庭に連れてきて泊まり、また施設に戻るという「外泊」 を何度か繰り返します。子どもは言葉に出さなくてもいろいろなことを感じています。交流から委託まで の時期は特に、里親と施設職員の信頼関係や協力がとても大切です。子どもの様子について情報交換 しながら、子ども目線で交流スケジュールを伝えてあげましょう。

地域および関係職員として

■ 施設の関係職員は外出や外泊の際には、その子どもにわかりやすい言い方で里親の家で過ごすこと を伝えます。いつ、誰と施設に戻るのか。次はいつ里親が会いに来るのか。次はいつ里親の家に行くのか。 など 100% は理解できないと思われてもきちんと子どもに伝えながら行き来することは大切です。

移行過程での配慮

乳幼児は実親と里親を概念で明確に区別することや、自分の生い立ちを時系列や因果関係に基づいて 理解することができません。子どもの処遇、どこで誰と生活するかは大人によって決められていきます。 物心ついたら施設にいた、あるいはこれまでの実家庭で育ってきたという子どもは、よその家庭で暮らす、 里親という人が親代わりになるということがイメージしにくいでしょう。なぜ自分は施設に入ったのか。 なぜ里親のもとで暮らすのか。といった理由も年齢の小さな子どもはよくわかっていません。里親が 愛着の対象になってからも戸惑いや不安がさまざまな形で現れることがあります。子どもの気持ちを 推し量りながら安心を与える声かけや説明を心がけてみましょう。交流は委託を前提に行うものですが、 委託を必ずしも保証するものではありません。ですから交流中には、里親と実親を子どもが混同しない よう呼称を区別する、里親宅で今後暮らすと確定しているかのような言い方は控えるなどの配慮も必要です。

施設にきいてみました。 里親への移行を子どもにどんなふうに伝えていますか?

[乳児院の例]

顔合わせ:まだ理解が難しくても、「いつもと違うことが起こる」と、子どもは感じます。 担当職員から安心できるような声がけをします。

「○○さん(里親)がAちゃんに会いに来るからね。2人で来るよ。 ××さん(担当職員)と一緒にね、待っていようね。」

交流開始以降:子どもの気持ちが里親さんに向いていく様に交流を進めながら、担当と築いてきた 愛着関係を里親さんに橋渡ししていきます。子どもが信頼していた担当職員が、里親さんに信頼を 寄せていることを伝えていきます。

「この前、○○さんと一緒に絵本を見たね。楽しかったね。 今度また遊びに来て、いっぱい抱っこしてくれるよ。楽しみだね」

初外出の前には里親さんから「今度一緒にお家に行こうね」「電車に乗って行こうね」など声をかけて もらいます。行く場所をイメージできるよう、家やペットの写真を事前にもってきてもらい、見せてもらう こともあります。少しずつお別れに向けたやり取りを重ね、長期外泊前には多くの職員から見送られ ることで自然な形で後押しをし、子どもが安心して里親宅での生活に移行できるようにしています。

[児童養護施設の例]

ある施設では、里親家庭に行く子どものために、担当職員と心理の職員とで絵本のような冊子を 作製しました。シルバニアファミリーの人形が登場人物です。主人公が里親さんと出会い、新しい家で 暮らすようになる過程が、鮮やかな写真と平易な文章で描かれています。里親さんも了解のうえで、 長期外泊に出る前に、子どもにその冊子を見せました。このようなものを里親さんと一緒に作れると、 より良いと思います。どの子どもにもその冊子を使うように定式化しているわけではありません。 また、この方法が合うかどうかは子どもの状況や特性にもよるでしょう。そういったことを職員が 踏まえたうえで、子どもにとってスムーズな移行ができるよう工夫を重ねています。

子どもと向き合う時間 ~愛着形成に必要なこと~

葉をまだ上手に使えない乳幼児と一緒に暮らし始めてみると、どう接したらいいのか戸惑う 里親さんは少なくありません。「赤ちゃんが泣くたびに抱っこしたら依存的になるのでは」 「子どもに抱っこをせがまれるたびに応じていたら、甘やかしになるのでは」「この子は施設での 集団生活に慣れているから、里親と家に2人でいるよりも早く保育園に入れたほうが刺激が多くて よいかも」など子どもとのかかわり方について、いろいろと疑問を持たれるようです。子どもとの信頼 関係を築くうえで中途から「家庭」で養育するときに大切なのはどのようなことでしょうか。

KEY POINT of

子どもにとって

■ 里親さんが思っている以上に、子どもは里親さんとの1対1のかかわりを必要としています。子どもの発信するシグナル(赤ちゃんなら泣くこと)にその都度反応を返してあげることが発達を促します。 養育者と子ども相互のやりとり(目を合わせること、声でのやりとり、肌のふれあいなど)が重ねられることで、子どもは養育者を認識し、愛着を深めていきます。

里親として

■ 乳幼児と終日一緒にいると「大人と会話したい」とか「言葉がしゃべれない子にどう接したらいいかわからない」という気持ちになりがちです。自分と毎日2人だけでいいのか、園の先生やお友達と一緒にいるほうが楽しいし刺激が多くて伸びるのではないか。そんな疑問や不安を感じるかもしれません。しかし、子どもにとって特定の養育者が傍らで自分を見守り、かかわりを持ってくれるという感覚はとても大切です。これは基本的には学齢期以降の子どもにも言えることです。

地域および関係職員として

■ 里親さんと子どもが愛着を深めていく時期には、特に里母のストレスが重なることもあります。定期的に 訪問や電話連絡などを行って、里母の心身の疲れ具合などを把握し、場合によっては様々な子育て 支援について情報提供を行います。

子どもの情緒の発達を促すもの

社会的養護の子どもは乳幼児期に複数の養育者・養育環境を経験していることが多く、里親家庭でようやく愛着をしっかり築くための新たなスタートラインに立つのかもしれません。施設で生活していた子どもは確かに子ども集団のつき合いに慣れていたり、年下の子の面倒見がよかったりと言われます。しかし、里親家庭で暮らすようになったら必要性がある場合は別として、幼稚園・保育園などの集団に入れるのをことさら焦る必要はないと思います。

乳幼児は、養育者との愛着を基礎として自己肯定感や他者および外界への信頼感を形成します。また、 生後6か月から1歳半くらいまでが愛着形成にとって最も重要な時期とされます(注1)。しかし、 施設では職員が交代することもあり、社会的養護のもとで生活をする子どもがそのくらいの月齢まで にしっかりと愛着を築くのは難しい面があります。里親委託の意義はその点にあります。常に変わらず 親がわりの人がいる環境で育つことは、子どもの人格形成にとって望ましいことです。

言葉がまだ十分に使えない乳幼児であっても、何かを発信したら養育者にちゃんと応えてもらえる、相手からかかわってもらえる頻度が増えるということは発達を促します。子どもの表情、発声、泣き、動作などから養育者が何かを読み取って、子どもに反応を返す、それを子どもが受け取る、その相互の繰り返しが関係をつくり、子どもの情緒と共感能力を育てていきます。(注2)

里親家庭に来た子どもは、それまで足りなかったであろう分も含めて里親とたくさんの相互交流をして欲しい子どもです。幼稚園・保育園の必要性やメリットはもちろんありますが、集団生活で社会性やその他の能力を伸ばせることの前提には、家庭での窓なかかわりがあると言ってよいでしょう。

泣かない赤ちゃんは忍耐強い?

児童精神科医の佐々木正美氏は、著書(注3)で次のような内容を書かれています。

1900年代後半のヨーロッパでの研究です。

乳児院で、決して深夜に授乳せず泣いても抱っこもあやしもしないグループと、深夜泣くたびに 授乳するグループに分けるという実験を行いました。

前者のグループの子どもは、3日から1週間前後で朝まで泣かずに授乳を待てるようになりました。それを忍耐強い子どもになったと解釈する研究者もいましたが、何年にも及ぶ追跡調査の結果、赤ちゃんのとき泣かずに待てるようになった子どもは、忍耐強さがなくむしろ困難に対して早く諦める子どもであることがわかりました。また、それ以上に大切なことが観察され、知られるようになりました。それは、赤ちゃんのとき泣いても授乳されず泣き止むしかなかったということは、子どもの心に周囲や世界に対して根深い不信感や無力感をもたらすということでした。

一方、泣くことで欲求を満たされる体験をした赤ちゃんには、自分を取り巻く周囲の人や世界に 対する信頼と、自分に対する基本的な自信の感情が育まれるという結論が得られました。

- 注1) 岡田尊司『愛着障害―子ども時代を引きずる人々』光文社新書 2011 参照
- 注2) こういった母子(養育者と子ども)相互の情緒的な応答能力を、 精神科医エムディは「情緒応答性」と呼んだ。
- 注3) 佐々木正美『子どもへのまなざし』福音館書店 1998 参照



赤ちゃん返り・試し行動

 どもは自分だけを見てくれる「特別な大人」を本能的に求めているのではないかと思います。 里親家庭で一緒に暮らすようになると、一つ屋根の下での共同生活です。子どもにとっては 「新しい家」でもあります。初めて見るもの、不思議なものが家にはいろいろあることでしょう。 お互いが相手を知り、相手の様子を見ながら1対1の関係を築いていきます。

「特別な大人」に対しどのように反応するかは、子どもによっても異なります。その子の月齢、施設入所までの経緯・環境、入所してからこれまでの環境、性格特性などさまざまな要因によります。また、施設での生活や職員との関係が既にあったところへ里親という新しい人が現れるので、嬉しさより不安や緊張が勝る場合もあるでしょう。新しい人に愛着を感じるようになる段階でいわゆる試し行動も出てきます。何でも自分でできる子だと思っていたら、里親家庭で暮らし始めてから、実年齢よりずっと幼い「赤ちゃん」に返ってしまう場合もあります。そのような子どもの状態をどう解釈し受けとめたらよいのでしょうか。

KEY POINT

子どもにとって

- 子どもは、世話をし、保護してくれる大人がいなければ生きていけません。実家や施設での養育を経て 里親と出会った子どもは、新たな大人との関係を築くことに必死です。「こういう自分を愛してくれるの?」 「ずっと守ってくれるの?」という真剣な問いを、子どもは言葉で表現できずに行動で示します。
- 上記のように、赤ちゃん返りや試し行動は、子どもの何らかのサイン・表現です。わがままや嫌がらせをしようというつもりでやっているのではありません。

里親として

- 要求を聞いていたらキリがない、制限したら大泣き、粗相の後始末がその都度大変、と里親さんには非常に苦しい体験かもしれません。しかし、子どもの行動の裏にどんな気持ちがあるのか、できるだけ想像してみましょう。
- 子どもの困った行動をすぐに「これは試し行動だから」と解釈するのでなく、他の可能性も考えて みましょう。年齢相応の自己主張なのか、身体の疲れや不調なのか、発達の遅れや偏りに起因する ものなのか。それによって対処法が変わることもあります。

地域および関係職員として

■ 交流中には見られなかった「赤ちゃん返り」や「試し行動」が、里親家庭で暮らし始めてから しばらくして見られる場合も多くあります。どれが年齢相応で、どれが試し行動でとはっきりと 分けられるものではありません。里親さんと子どもとの関係性の変化に気を配りながら、特に 委託後数か月は丁寧に見守りましょう。

試し行動とは

試し行動とは、研修でも必ず聞くよく知られている言葉です。食べ物を際限なく要求したり、飲食物を こぼしたり、お漏らししたりなどなど家庭で一緒に暮らし始めるとさまざまな行動が現れる場合が あります。いけないと言われることをやって里親の顔を見ていることもあります。

どんなことをしても自分を愛し受けとめてくれる人なのか子どもが里親を試す。それが試し行動と言われますが「試し」の意味が誤解されたり、問題となる行動は何でも試し行動とされたりする面もあるようです。「試している」はあくまで大人から見ての解釈であって、子どもの側に「試す」という明確な意図があってそのような行動をとっているわけではありません。

赤ちゃん返りとは

「赤ちゃん返り」についても同様です。里母の胸を触っておっぱいを欲しがったり、コップで飲めるのに哺乳瓶を使いたがったり、歩けるのにハイハイで「バブバブ」と言ったり、とうに排泄自立したのにお漏らししてオムツにしてもらい喜んだり…。このように、すでに赤ちゃんではない子どもが月齢・年齢にふさわしくない「赤ちゃん」状態に戻ってしまうことがあり、「赤ちゃん返り」(=退行)と呼ばれます。甘えたい、特定の人にもっとお世話されたい、もっと可愛がられて安心したいなどの気持ちが背景にあると考えられています。一般家庭でもよくあることで下にきょうだいができたときにもしばしばみられます。

行動の意味と対処

手を焼く行動が日々繰り返されると「こんなことがいつまで続くのだろう」と気持ちが滅入ってしまうかもしれませんが、子どもは決して里親さんに意地悪しているわけでも、バカにしているわけでもありません。子どもも、里親さんとの関係づくりに必死なのです。

胎児のときに感じていた母親の声や匂いから分離され、ほとんどの場合複数の養育者の手を経て、子どもは里親さんと出会っています。新しい場所で新しい大人に自分自身を委ねて生きていくわけなので、その相手との関係づくりは、子どもにとって生死がかかると言ってよいほどの大事な作業になります。その重みを想像してみると、イライラや焦燥感が少し軽くなるかもしれません。たとえ年齢不相応な行動でも、基本的には子どもの「甘えたい」「受け入れられたい」思いを受けとめてあげましょう。危険や里親の負担過重など、どうしても容認できないことを制限するのはやむを得ないことです。その場合は、その行動を許容できないことを伝え、子ども自身を否定することは控えます(例:「悪い子は嫌い」「そんなことしたらこのおうちに居られなくなるよ」等は子どもの自信や安心感を失わせるのでNG)

子どもは言葉をまだ上手に使えません。行動は言葉の代わりです。ですから行動の背景にある気持ちを想像してみましょう。その気持ちを満たすべく、しばらくは赤ちゃん扱いで甘えさせてあげるとか「〇〇ちゃんは可愛いよ、大事だよ」と何度も伝えてあげるうちに消失することが多いものです。

また、食事・睡眠・排泄・言うことをきかないなど、日々の困りごとの中には生活リズムや運動量、 室内の環境調整などで解消するものが多々あります。子どもの目線に立ってみれば「ああ、無理も ないな」と納得いくこともあります。家ではできないことが外では年齢相応にできたりします。関係 職員や里親仲間と相談しながら、なるべく肩の力を抜いていきましょう。

実親についてどう説明するか

____ どもは里親宅に来るまでの記憶により、もしくは真実告知を受けたことにより、自分には産み の親がいることを知っています。「産んだお母さんはどこにいるの?」「私のお母さんやお父さん はどんな人なんだろう」。日頃、実親のことを子どもが口にすることはあるでしょうか。里親さんに普通に 話す子もいますが、思っていてもなかなか口に出せない子もいます。一方、里親家庭で暮らしながら 実親との面会をする子どももいます。

離れて暮らす実親、あるいは顔も名前も覚えていない実親に子どもがどんな思いを抱くかはさまざまでしょう。 強い思慕、怒り、子ども自身にすらよくわからない複雑な感情が渦巻いているかもしれないし、 実親のことを意識下に封じこめて生活することに慣れているかもしれません。

里親が、実親や親族と直接連絡をとったり会ったりすることは通常ありませんが子どもとの生活の 中で実親の存在をどんなふうに扱ったらよいでしょうか。

※ 真実告知については「第1章 子どもを迎える前に確認しておきたいこと ~真実告知の意味~」を参照のこと。

KEY POINT of

子どもにとって

■ 里親との生活にどんなになじみ、里親子が互いに満足を感じているとしても、産みの親がいる(いた) ことは厳然たる事実で消えることはありません。また、自分の親がどんな顔や体格なのかどこにいるのか、 何歳で何をしているのかなど興味を持つのは当たり前のことです。

里親として

- 里親の立場からすると、実親に対して複雑な思いを抱く場合もあります(後述)。ただ、子どもに対しては 実親のことを否定的に伝えず、子どもが成長の過程でいつでも実親のことを尋ねられる・話せる関係を 里親子の間でつくっていってほしいと思います。
- 家庭復帰の可能性や実親との定期的な交流がある子どもの受託をためらう里親さんは少なくないよう です。また、子どもを受託して月日がたち愛情が増すほど実親との交流や子どもが実親に思いを馳せる ことが辛く感じられるかもしれません。せっかく子どもとの関係を築いてきたのに、実親のことに 触れたら子どもの気持ちが実親に傾いて情緒不安定になったり帰りたいと言い出したりするのではないか。 そんな心配を感じる里親さんもあるようです。

里親にとっての実親

■ 実親が子どもを育てられなかった事情や子どものこれまでの苦しみを考えたとき、里親としては実親に 対して否定的な感情が湧く場合もあるでしょう。家庭復帰したとしても今の実親さんは果たして子どもを 幸せにしてくれるのかしら、子どもがいくら実親さんを好きでも一緒に暮らしたら苦労するのではないかしら。 復帰後の子どもの生活を案じて面会交流にいたたまれない思いの里親さんもあることでしょう。 そういったさまざまな思いは当の里親さんにしかわからない葛藤で子どもを我が子同様に愛するが ゆえの痛みなのだと思います。子どもと実親の関係をめぐる里親自身の思いは、それ自体もっともな 自然な感情です。抱えるのがしんどい時は関係職員に話したり里親仲間に聴いてもらったりしましょう。 日々の養育の中で実親のことを実際にどう伝えるのかその内容、伝え方、時期等はケース・バイ・ケース なので担当福祉司とよく相談する必要があります。実親と交流する場合、その前後で子どもの気持ち が揺れることもあります。子どもが交流や家庭復帰についてどう感じているのか里親が無理に聞き出す 必要はありませんが関係者で情報共有しながら丁寧に見守りたいものです。

実親との面会や手紙を心の中で大切にしている子どもたち

A君:小学校高学年の時、初めて実親から児相を介して手紙を受け取りました。それまでは「どうせ自 分は親に捨てられたんだ」と里親に漏らしたり「捨てた」実親への怒りをあらわにしたりすることもあっ たA君ですが手紙によって実親の存在をリアルに感じることができ、いろいろ考えるところがあったの でしょうか。高校卒業後の進路や措置解除後の生活について A 君なりの見通しを立て里親に語ってくれ るようになりました。

Bさん: 里親委託になってから実親と幼少期に一度面会。その後実親の都合で会えなくなっていましたが 中学生の時、児相を介して手紙を受け取りました。Bさんはとても喜び自分が将来行きたい学校を決め て手紙の返事に書いたり、実親の健康を気遣う様子を見せたりしたということです。

Cさん: 里親委託になってからも年1回程度、実親と児童相談所で面会しています。Cさんは面会を 楽しみにしており、中学や高校に入学したときは制服を見てもらえて嬉しかったようです。一方で慣れ 親しんだ里親家庭が「自分の家」「ここにずっといたい」とも言っています。

上記の子どもたちは、いずれも乳児院から里親委託となり里親家庭を安心できる生活の場として 育ってきました。里親家庭が自分の家という安定感をしっかり持ちながらも実親との接点が心の 支えや励みになっています。

彼らは「お母さんが病気でどうしても育てることができなかった」等、措置の理由や事情を一応 説明されて育ってきています。しかし、そのような説明を受けてはいても子どもの側からすれば「捨て られた」と解釈し、怒りや悲しみや疑問を抱えることは十分あり得ることです。「一度説明したから」 「子どもが不安定になるから」と実親に関する話を敢えて遮断したり先送りしたりせず、子どもの年齢 なりに納得のいく説明や情報提供を嘘にならないよう伝えていくことが望まれます。そのためには児童 相談所の力も当然必要です。ケース・バイ・ケースの難しさはありながらも、日々子どもの傍らにいる 里親が実親のことも自然に話題にできる存在であること、それは子どもに大きな安心感を与えることに なるでしょう。

里親さん自身を大切にすること

親の認定・登録から始まり、候補児童が挙がるたびのエントリー、選ばれてからの交流から委託、そして始まる子どもとの生活。里親になり、里親であり続けることには大きなエネルギーが必要でしょう。人間はひとりひとり異なる存在ですから、子育てにもひとつとして同じものはありません。他人の子育てを参考にすることはできても、自分の子育てはまったく同じようにはいかないものです。まして、血のつながらない子どもの養育、中途からの養育であれば、たとえスムーズにいかなくても無理のないことです。

手をかけること・手を抜くことを工夫しながら、子どもはもちろん、里親さん自身も充実感を得られる日々であってほしいと思います。

KEY POINT of

子どもにとって

■ 子どもの年齢が小さければ小さいほど、養育者である里親さんは大切で絶対的な存在になります。養育者が心身共に健康であって自分と喜んでかかわってくれると感じることは、子どもの心を何よりも安定させます。

里親として

- 里親とどのような関係を築くかは子どもによって異なり、年齢、施設入所までの経緯・環境、入所してからこれまでの環境、性格特性などによって変わってきます。必要に応じそのような情報を児童相談所や施設から得られると気がかりやうまくいかない点があっても納得がいき、不安や焦りが解消される場合もあります。
- 子どもは過去の生活での適応スタイルや対人関係の持ち方を往々にして現します。仮に子どもが 里親に慣れにくいとしても、不安定な様子やびっくりするような行動がみられたとしても、できるだけ 冷静に前向きに考えていきましょう。

地域および関係職員として

■ 里親はサポートする相手であると同時に、子どものために手を取り合う協力者でもあります。子どもの状況を十分に共有し、里親さんの気持ちを汲み、息切れしないように支えていきましょう。さまざまな地域資源の紹介も里親さんの助けになります。

手をかける、抜く、のバランス

子育では根をつめすぎると疲れます。子どものために良かれと思ってやることが、子どもに過度の負担をかけてしまうこともあります。一方で、イライラせず楽できれば何でもいいというものでもありません。子どもへの寛容さを持ちつつ、制限があること、家庭に方針やルールがあることで、子どもは欲求をコントロールすることを学び、社会性や自律性を育むことができます。

手をかけることも必要だし、手を抜くことも必要。里親さん自身にちょうど良いバランスのとり方はどんなものか、ぜひいろいろと試してみてください。こんなふうに手をかけたら子どもにとってどうか、こんなふうに手を抜いたら子どもにとってどうか、そこを常にベースに考えて、手のかけ方、抜き方を工夫できたらいいと思います。

疲れすぎないための工夫

一時保育を利用するとか、家族に子どもを見てもらって自分の時間を作ることもお勧めです。また、地域には公園以外に児童館や子育てひろばなど、親子で過ごしやすい場所があります。暑い時期・寒い時期に頻繁に子どもと外出するのは億劫かもしれませんが、家にないおもちゃや設備があったり、他の親子がいたりするほうが、家で子どもと2人きりで1日過ごすより、子どもが機嫌よく遊べ、他の保護者と会話もできて気持ちが晴れる、楽、という声もしばしば聞きます。

子育てで労力がいるのはやはり三度の食事。子どもは大人が与えたもので体をつくり、命をつないでいます。その重要性はわかっていても、子どもから目が離せず夕飯を作る余裕がないとか、子どもに泣かれながらイライラして夕飯を作りたくないという時期もあります。そういう時期にどんな乗り切り方があるでしょうか。お店で買うとか外食がしょっちゅうだと、「味が濃すぎるかな」「添加物が多いな」と気になる点もあるでしょう。買って済ませる以外にも手抜きの方法はあります。休日や家族がいる時に作りだめをして冷凍しておけば、子どもと2人の時に無理して作らず食事がとれます。また、離乳食や幼児食の時期は何年も続くわけではありません。その時期はメニューや調理法を極力子どもに合わせ、大人しか食べられない物は作らないなど、割り切れることは割り切ってしまうのもひとつの手です。作り分ける手間を省くと随分楽になります。

実習したAさんの気づき

A さんは、ある1日を乳児院の居室で過ごしました。0 歳後半から 2 歳までが過ごすお部屋です。 わずかな時間とはいえ居室の一員として過ごさせてもらい、さまざまなことを感じました。最も 収穫だったのは、家庭で育てることと施設で育てることはこんなふうに違うんだ、という実感だったと 言います。

子どもはまだ上手にスプーンが使えないので、食事の時にぽろぽろこぼしながら食べます。おかずがテーブルにたくさんこぼれてしまうときもありました。でも、職員は小言も言わず布巾でさっとふき取ります。食事が終わると食器や残り物はすべてワゴンで調理室へ。職員の手際の良さや子どもへの余裕ある接し方に A さんは尊敬の念を覚えました。同時に、もしここが自分の家であったなら、食べ物をこぼされることにもっと負担感があるかもと思いました。家具、畳、壁にキズや落ちない汚れがつくとしたら、それが自宅か職場かで感じ方は違ってくるでしょう。家庭では食べこぼしを布巾で拭いたら、その布巾を洗うのも自分の役目。食器を洗って片づけるのも洗濯も、家庭なら1人で全部やらざるを得ませんが、施設では、それぞれ分業しています。また、家庭での育児に「夜勤」はないものの、夜はそうそう安眠できず休日もありません。

そんな家庭と施設の違いに気づいたとき、Aさんは職員の技術や愛情、施設で働く苦労を感じる一方で、 自宅で養育する里親ならではの大変さがわかるような気がしました。



第3章

子どもの委託打診・ 交流中に知っておきたいこと



委託の打診を受けたら ~ 子どもの背景の理解~

託に向けて子どもを紹介される際には性別、年齢、発達、健康などの情報に加えて、委託候補となるに至った子どもの家庭背景も説明されます。これらの背景を耳にして胸を痛めたり、不安になったりする里親さんも少なくありません。「悲しい」過去はなかったことにして心機一転、新しい生活をゼロから始めさせてあげたいと感じることもあるかもしれません。しかし、子どもにとってその背景は紛れもなく人生の一部であり、今後もなかったことにはなりません。その背景を知ることは、子どもを理解するときに役立ちます。里親として子どもを迎えるにあたって、子どもの背景をどのように受け止め養育に活かすことができるでしょうか。

KEY POINT of -

子どもにとって

■ どの子どもも、条件付きでない無条件の愛情をもって温かく迎えてくれる家庭を必要としています。 多少意思を確認されることがあったとしても、基本的に子どもは自ら生活の場や養育者を選ぶことが できません。とはいえ、どのような家庭で生活することになるのかは子どもにとって人生を左右する 一大事です。

里親として

- 子どもの性別、年齢、特徴などが、現在の家族の状況とマッチしているのか確認しましょう。「自分たちが希望する子ども」という視点ではなく、子どもにとって自分たち里親は適当なケアを与えられる存在だろうか、という視点を持っていただけたらと思います。
- 委託打診の際、わからないこと、不安なことがある時はきちんと確認しましょう。曖昧なまま「断ってしまったら、もう紹介してもらえないかもしれない」「児童相談所の期待に応えたい」などの想いが先立ち、無理をしてしまうと交流開始後に難しさが大きくなり、結果的に子どもも里親さんも傷つく結果になってしまうことがあります。
- 子どもの成長と共に、委託打診時には見えてこなかった発達の偏りや障がい等が明らかになる場合があります。委託を受けるということは、自分達だけで子育ての困難を抱えこむのではなく、周囲の支援を求め、利用しながら長期的に子どもの成長を支えていく覚悟が求められます。

地域および関係職員として

■ 委託打診の際には、専門用語は避け、子どもの発達の特徴、性格、委託の目的や想定されている 期間などをわかりやすく説明しましょう。正確に理解がされたかどうか確認することも大切です。

委託打診は、里親としてどのような家族を つくっていきたいのか考えるチャンスです

子どもによって生活の時間帯、必要とするケアは異なります。里父母(主たる養育者と補助者の場合もあります)がどのような分担でどのように協力し合って子育てができるのかよく話し合いましょう。既に実子や委託児がいる家庭では、その子ども達の気持ちやニーズを考慮することも大切です。特に子ども同士が異性となる場合は住環境や年齢差などを踏まえ、そのリスクについても考える必要があります。

委託打診は自分がどんな価値観や偏見を持っているのか気づかせてくれる機会を与えてくれるかもしれません。 親の薬物乱用や売買春、犯罪歴、レイプや近親姦による予期しない妊娠など、子どもの背景には、時には目を 覆いたくなるような現実があります。もちろん子どもに責任も罪もありませんが、どうしても子どもを色眼鏡 で見てしまい「こういう親だから、こういう子どもなんだ」と決めつけて考えてしまうこともあり、注意が必要 です。正しい知識や情報を得るようにしてこのような抵抗感、不安感についても家族でよく話し合いましょう。

実親の状況、想いを想像する

社会的養護の子どもが措置される理由は、父母からの虐待、ネグレクト、養育拒否などが多くなっています。ニュースなどで耳にすると「自分の子どもなのになぜそんなひどいことができるの?」と憤りを覚えることもあるかもしれません。しかし、実親自身の人生を紐解いていくと世代間で受け継がれてしまっている貧困や虐待、ネグレクトがあったり、知的障害や精神疾患を抱えていたり、時には社会的養護のもとで生活した経験がある場合も多いのです。この親たちの多くに共通しているのは、適切に子育てをするためのサポートを求めることができず社会的に孤立しているということです。子育ては一人ではできず周囲のサポートは必須です。虐待やネグレクトは個人の問題ではなく社会全体の問題だと言えるでしょう。

社会的養護の制度に子どもを預けている親御さんと関わっていると非常に多くの場合「後ろめたさ」を感じているように思えます。決して安定した幸せな家族に恵まれてこなかった女性たちが子どもを身ごもり、この子だけは自分の家族として、共に生きていきたいと強く願うものの実際には、自分自身が親から得られなかった愛情とケアをどう子どもに与えていいのかわからず、途方に暮れて虐待やネグレクトという結果を招いてしまうこともあるのです。

なかには、自分の子どもが施設の集団生活ではなく、一般の里親家庭で養育されることを希望する 実親もいます。一方で施設の入所に同意をしていても、里親委託に同意するのを躊躇する実親は 少なくありません。理由は子どもが自分たち以外の養育者を「親」と認識するようになることに抵抗を 感じる、子どもが見ず知らずの家庭に預けられることが心配などさまざまです。

関係職員は実親の想いに耳を傾け、日々の生活の安定と状況に応じた親子関係の修復を支援するとともに、安心して里親に子どもを委ねられるよう丁寧に伝えていく必要があるでしょう。

※参考文献 杉山 春『児童虐待から考える 社会は家族に何を強いてきたか』朝日新書 2017

交流が始まったら① ~養育のバトン~

育のバトンは実親からスタートし施設、里親へとバトンが受け継がれます。交流が開始するにあたって子どもを家庭に引き受け、養育することへの責任の重さに圧倒される方も多いのではないでしょうか。一方、子どもは養育者を選ぶことができません。これから自分にどんなことが起きるのか、理解するのは簡単なことではありません。養育のバトンリレーが行われる時にどんなことに気をつけることができるでしょうか。

KEY POINT of

子どもにとって

- 一緒に過ごせる時間が短かったとしても、実親のお腹の中で育まれてきたことは、かけがえのない事実です。子どもにとって、バトンを受け継ぐ養育者が産み親の存在に敬意を払うことは、とても重要です。
- バトンをつなぐ養育者同士の想いがつながっていると感じられることは、子どもが自分の人生はつながっているのだと感じる助けになります。

里親として

- 交流する中で、子どもが自分より施設の担当職員を求めているのではないかと不安になることがあります。 しかし、子どもとの関係を焦らず少しずつ形成しましょう。里親さんと職員が親しそうにやりとり していると、子どもは信頼できる対象なのだと安心できます。
- 実親の存在が、子どもと里親子関係を築く上で障害になるのではと不安になることもあります。どんな親だったとしても、実親子の関係は里親子の関係と置き換わるものでも、排除できるものでもありません。バトンを受け継いだ里親さんは、今、ここにいる子どもの存在を受け入れ、モデルを示し、励まし、成長に寄り添いながら、実親とは異なる関係性を築いていくことができる、かけがえのない存在です。

地域および関係職員として

- 交流中、子どもが担当職員を強く求めることで、里親さんが不安になることがあります。子どももどちらの方を向いていいのか戸惑っているかもしれません。里親さんの想いを受けとめると同時に、担当職員と子どもが 1 対 1 で過ごす時間を少しずつ減らすなど、子どもに負担のない形で、子どもの愛着の対象が少しずつ里親に移行できるような体制を整え、子どもを支えていくことも大切です。
- 里親のところに行っても、これからもずっと施設の担当者を好きでいてもいいのだと思えると、子どもは安心します。そのためにも里親さんと施設職員が信頼関係を形成することは重要です。

養育のバトンがどのように受け継がれてきたのかについて、 子どもと語り合いましょう

私たちは養育者である親から当時のエピソードを繰り返して語ってもらうことで、自然に幼い頃の自分と今の 自分の人生がつながっていることを感じることができます。しかし、複数の養育者を経験している子どもには 意図的にこうした機会を作っていく必要があります。継続して語られないことは記憶に残りにくく、子どもは 自分の人生がつながっていると感じにくくなるからです。

とはいえ、難しいことは必要ありません。子どもは自分にまつわるエピソードを語ってもらえることが大好きです。日々の生活の中で折に触れ、出会った時の里親さんの気持ち、関わってくれていた職員さんが話してくれた子どもの様子、初めて家に来た頃の可愛らしいエピソードなどを話題にすることができます。アルバムや思い出の品などがあるとより話がしやすいかもしれません。

成長の節目に子どもが小さい頃過ごした施設へ遊びに行くこともおすすめです。関わってくれた職員さんたちはきっと「大きくなったね」と歓迎し、小さい時の思い出話を聞かせてくれるはずです。委託直後などは、施設に行くことを嫌がるかもしれません。そのような時は、子どもが里親家庭への移行を十分理解できていなくて、施設に戻されるのでは、と不安に思っている可能性があります。改めて、施設は遊びに行くところで帰る家は里親家庭であり、これから家族としてずっと一緒に暮らしていくんだということを丁寧に説明してあげてください。施設への訪問は、子どもにとって幼い頃の自分が間違いなく存在していたことを確認でき、可愛がってくれた人の存在を知ることができるチャンスになります。

3人のお母さん

ある里母さんは、毎年Yちゃんの誕生日に、「生まれてきてくれたことをお祝いする日でもあるけど、産んでくれたお母さんや支えてくれる人たちに感謝する日でもあるんだよ。そして、あなたには、お母さんが 3 人もいるんだよ。1人は産んでくれたお母さん、1人は乳児院で赤ちゃんの時から育ててくれた担当の〇〇さん、そして今こうして一緒にお誕生日をお祝いしているママ」とも伝えています。成長と共にYちゃんの反応は変わります。小さい時は「産んでくれたお母さんてどんな人かな~」とあれこれ想像して楽しんでいましたが、小学校の中学年になると「どうせ育てられないくせにどうして感謝しなきゃいけないの?」と言うこともありました。でも、小学校の高学年になると、「産んでくれたお母さんてどんな人?秘密にしないで教えてよ」と言うようになりました。里父母さんは、「お母さんがどんな人なのか、今どこにいるのかなどは自分たちは知らないので、赤ちゃんの頃育ててくれた乳児院に行って、産んでくれたお母さんのことを聞いてみよう」と提案し、今度久しぶりに乳児院に遊びにいくことになっているそうです。

交流が始まったら② ~環境設定~

沸いてくることと思います。子どもが懐いてくれるだろうか、自分たちをどんな呼び名で 呼んでもらえばいいのだろうか、交流はどんな速度で進み、いつから一緒に暮らせるの だろうか…など、きりがありません。里親さんも緊張するのですから、状況を十分理解 できない子どもはもっと複雑な想いに揺れていることでしょう。子どもの気持ちに寄り添った 環境設定とはどのようなものでしょうか。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 施設で生活する子どもの多くは何度も養育者との別れを経験しています。大人の目からはわかりに くいかもしれませんが、子どもの気持ちは不安や期待で揺れています。
- 親についての記憶のない乳幼児のなかには、里親の交流が始まると「施設に自分を預けていた実親が 迎えに来てくれた」と信じてしまう場合もあります。実親についての記憶がある子どもの場合には、 親を裏切っているような気持ちになったり、何の説明もなく捨てられたと感じたりすることがあります。

里親として

- 面会の頻度や時間、内容は年齢や子どもの性格にもよりますが、間をあまり開けず、定期的に約束 通りに行うことが子どもの安心につながります。
- 子どもとの関わり方がわからなくて、戸惑うことも出てくるかもしれません。溜め込まずに施設や 児童相談所など、関係職員に相談しましょう。
- 施設での子どもへのケアのあり方、職員の声掛けなどに疑問を感じることがあるかもしれません。 施設との関係悪化を恐れて沈黙を保つと、誤解が生じる場合もあります。どのような意図、目的が あるのか率直に確認し、理解につなげましょう。

地域および関係職員として

- 里親の呼び名、子どもへの説明の仕方、委託に向けた見通しなどを、里親を含めた関係者で相談し、 認識を共有しましょう。実親の考えを確認することも重要です。
- 子どもには、年齢に応じた十分な説明が必要です。折に触れて、子どもが現状をどのように理解して いるのか確認してすすめましょう。
- 施設では当たり前と考えられている日々のケアが、里親さんにとっては、管理的に見えたり、不十分に 見えたりすることはよくあります。第三者の視点は、施設のケアのあり方を見直す良い機会にもなります。 里親さんの声に耳を傾ける機会を持ちましょう。
- 施設内の居室で里親交流を実施すると、同室の他の子どもたちが「自分のところには誰も来てくれない」、 「自分は望まれない子なんだ」と感じることがあります。このような感情を後々まで持ち続ける子どもも いますので、交流場所や方法について、入所児童全体への配慮も必要です。

里親の呼び名を考える時の視点

一日も早く「お父さん、お母さん」「パパ、ママ」と呼ばれることを待ち望んできた里親さんもいることと 思います。子どもも同じように早くパパ、ママと呼べる人を待ち望んでいたかもしれません。しかし、時に 子どもや里親さんの状況が変化するなど、交流が中止になることがあります。子どもにとって「パパ、ママ」 と呼んだ人は特別な大人ですし、特別な大人との別れは、「パパ、ママ」から「捨てられた」という経験 を子どもの中に残すかもしれません。その後、新たな里親との交流を行う子どももいれば、 児童養護施設へ行く子ども、実親のもとで生活する子どももいます。「誰が本当のお母さんだった のだろう」「自分がパパと呼んでいた人って今どこにいるのかな」そんな風にもやもやした想いが 残る場合もあるのです。

そのような事態への配慮もあり、施設によっては交流スタート時、親しみやすい愛称などで里父母を呼ぶと ころもあります。里親さんとの交流が深まり、一緒に生活していく中で子どもは「自分も他の子のようにパパ、 ママと呼びたいな」と思うようになることが多いように思います。特に、自分以外にも既に委託されている子ども がいたり、実子がいる家庭では、早くに里父母を「パパ、ママ」等と呼ぶことが自然な流れになるでしょう。 何れにしても、あまり大人の方で全てを決めてしまうのではなく、子どもの気持ちを尋ねたり、想像するなどして、 子どもも含めて一緒に話し合って決めていきましょう。呼び名についてゆっくり一緒に考えていくプロセスは、 それぞれの家族らしさを共に作り上げていくプロセスのように思います。様々な可能性を考慮し、子どもに 負担の少ない方法を考えてみましょう。実親との交流が継続する場合は、里親家庭での生活が始まってからも、 実親と里親の呼び名を使い分けるなど、工夫も重要です。

養育者が変わろうとしているとき、子どもの心は複雑です

新たな養育者との出会いは、喜びでもある一方で、不安を誘発するものになるかもしれません。それは、 現在の養育者との別れを予感させる不安かもしれないし、新しい養育者との関係が深まれば深まるほど、 この関係がいつまで続くのかわからないという不安かもしれません。

まだあまり理解しているように見えない 0 歳児でも、自分に会いに来てくれる里親さんの存在に特別な 緊張感を持ちます。同じ居室の他の子ども達は近づいてきて、懐いてくれるのに、肝心の子どもからは、数ヶ月 間泣いて拒否され続けたということもよくあります。言葉を理解して、話せるようになった子どもであっても、 「(担当保育士の)〇〇さんの方がいい」と言ったり、「もう来ないで」と言ってみたり、お別れの際に振り返り もせず、施設の玄関に駆け戻っていったり、なんともつれない態度をとったりすることがあります。そんな態度 を取られると、がっかりし、落ち込んでしまうこともあるかもしれません。でも、実は「次、いつ来るの?」と、 とても楽しみにしている子も多いようです。一方、子どもによっては、本能的に、「嫌われたくない」「見捨て られたくない」と感じて、交流中から委託当初、「いい子」になり過ぎてしまうこともよくあります。「いい子」 だった子が、次第にわがままになり、駄々をこねたりし始めたら、関係が深まってきた証拠かもしれません。 あまり焦らず、「あぁ自分たちにもわがままを言えるようになったんだな」と受け止めてあげてください。

子どもを知る① ~目の前の子どもを理解するために~

親として子どもを養育しようとする際、色々な期待や意気込みがあることでしょう。着せたい服、読ませたい本、一緒に出掛けたい場所、行かせたい習い事や学校、将来の職業…、理想や夢が大きく膨らんでいるかもしれません。養育が実際にスタートすると大人になった時に困らないように…と、あれもこれも身につけさせてあげたいと焦ったり、他の子どもと比べ、これができる、あれができないと一喜一憂したりしてしまうこともあるでしょう。では、養育を受ける子どもは何を必要としているのでしょうか。ここでは、目の前にいる子どもの気持ちを想像し、理解するために大切な視点をご紹介します。

KEY POINT of

子どもにとって

- 交流が始まると、子どもは特別な大人が会いに来てくれる喜びだけでなく、置かれた状況の変化の 意味を理解できないことによる戸惑い、里親との交流に対する不安なども経験します。
- 社会的養護を必要とする子どもは、実親をはじめ、大切な大人との別れを何度も経験することで「自分は必要とされていないのかもしれない」「いい子じゃないから捨てられたのかな」などと感じやすくなります。
- 子どもたちが「自分は価値のある存在」「生まれてきてよかった」と思える基本的な自尊感情を持てるようになるためには、無条件でありのままの自分を受け入れてくれる大人が必要です。

里親として

- 子どもと大人では表現の仕方が少し異なります。子どもが見せる言動の背景を理解しようとする ことが大切です。
- ■「○歳なのだから○○くらいできるはず」「お姉ちゃんなのだから、我慢して当たり前」「男の子がピンクが好きなんて変でしょ」ついついそんな風に大人の基準で声掛けをしてしまいますが、年齢や性別などだけで子どもを見るのではなく、その子どもの特徴を知り、まずはありのままの姿を受け入れてあげてください。
- 出来たか出来ないかの結果だけに注目するのではなく、取り組む過程に注目して「頑張ったね」と伝えてあげましょう。失敗しても大丈夫なことを教えるのも大切です。

地域および関係職員として

■ 子どもの性格、発達状況など、わかりやすく伝えましょう。交流開始直後は里親さんも緊張しています。 誤解も生じやすいので里親さんがどんな風に理解したか確認しながら進めましょう。

子どもの表現とその背景の理解

多くの子ども達は大人のように自分の気持ちをうまく言葉では表現できません。交流が始まると、子どもは、 泣いたり怒ったり、固まったり、興奮して大はしゃぎしたり。または過度に「いい子」に振る舞ったり、理解 しにくい言動を見せるかもしれません。ついつい表現に一喜一憂してしまいがちですが、どんな時に誰を相手に どんな表現をするのかよく観察し、子どもの気持ちを想像してみましょう。そして「もしかしてこんな気持ち なのかな」と仮説を立てながら子どもへのかかわり方を工夫してみましょう。

ありのままの姿を理解し、受け止めることが子どもの自尊感情を高めます

養育者の期待が大きすぎたり、それが子どもの希望や特徴、能力とマッチしていなかったりすると、それは子どものプレッシャーとなり、息苦しくしてしまうこともあります。頑張らないと見捨てられるかもしれないという不安がある子どもたちは、自分の本当の気持ちを押し殺してしまい、思春期や大人になってから息切れしたり、爆発してしまったり、自分を傷つけるような行動をとることもあります。また、親の期待に応えられず、がっかりさせていると感じている子ども達は頑張ってもできない自分や頑張れない自分を責め「自分はダメな子」と感じ、まるでそれを証明するために反抗的になったり、無気力になったりすることもあります。言わなくてもわかっているだろうと考えがちですが子どもは意外に不安を抱えています。「あなたがとても大切だよ」「うちに来てくれて嬉しいよ」など、子どもの存在そのものを受け止める言葉を意識的に伝えてあげてください。

里親自身が、ありのままの自分を受け入れること

子どもと出会い、交流を開始すると思い描いていたイメージと大きく異なる姿にショックを受けたり、価値観や文化の違いを受け入れがたいと感じることがあるかもしれません。里親が強い葛藤を抱え、子どもに否定的な感情を持つことも珍しいことではありません。そして「自分がなりたかったのは、こんなお母さんじゃない」と自分を責めたり「自分の関わり方が悪いのではないか」と不安に感じたりすることもあるかもしれません。起きてくる感情に善悪はありません。自分を責めるのでも子どもを責めるのでもなく、まずは自分の中に起きている感情に目を向けてあげてください。これまでに人生で自分が価値を置いてきたやり方が通用しないことへの焦りかもしれませんし、「子どもがちゃんとしていないと自分がちゃんとしていないと思われる」という不安や「こんなに頑張っているのに、誰も理解してくれない」という孤独感かもしれません。このような感情を自分だけで抱えるのではなく家族や、里親仲間や、支援者に話をしてみましょう。

また、子育てをしていて自分自身の育ちを思い出すことは少なくありません。里親さん自身が親との関係に葛藤を残している場合は、その課題が自分の子育てに影響してしまうことがよくあります。例えば、子どもの頃に親から褒められた実感が少ない人は、子どもを褒める言葉を見つけるのが難しいと感じるかもしれません。厳しいしつけをされてきた人は厳しいしつけをするべきだと強く感じたり、逆に「自分の親のようになりたくない」と、しつけることに抵抗を感じるということもあります。子ども時代の自分のニーズと、目の前の子どものニーズを混同してしまうこともあるため、場合によっては、里親自身がカウンセリングなどをとおして整理することも大切です。

子どもを知る② ~ 不適切な養育や喪失体験が子どもに与える影響~

来は誰よりも自分を愛し、守ってくれるはずの親から虐待を受けたり、見捨てられたと感じる経験は、子どもにとって生きるか死ぬかの大きな出来事であり、その認知や対人関係にまで影響を与えます。私たちはどのように子どもを支え、さらなる傷つきから子どもを守ることができるでしょうか。

KEY POINT of

子どもにとって

- 虐待は、子ども自身がコントロールできない状況での苦痛や恐怖の連続です。そこから逃れるために解離(注1)が生じたり「自分が悪いから、自分がいい子じゃないから」という意味づけをして自己否定を強めたり、虐待を誘発するような関わり方を身につけ、身体の発育や知的な遅れが生じるなど、子どもの成長発達に大きなひずみをもたらします。
- 虐待を経験した子どもにとっては、愛着 (アタッチメント) の対象が命の危険さえ及ぼすかもしれない 危険な存在になります。大切な大人との喪失を経験し、心の中に安全基地が育っていない子どもは、不安 や恐怖を感じる時でも自分で自分をなだめられないので、感情のコントロールが難しい場合もあります。
- 大切な大人との別れや環境の変化は、たとえ記憶に残っていなくても、子どもに大きな影響を与えます。こうした「喪失」体験への子どもの反応は様々です。泣く、引きこもるなどだけでなく、悪夢や赤ちゃん返りや反抗、過度に元気に振る舞ったり、大人びた行動をとったりすることもあります。「自分が悪い子だったから」と喪失の原因が自分にあったのではという罪悪感を持っている場合も少なくありません。

里親として

- 子どもの様子から「何かおかしい」と感じたときは、現在の生活状況に原因を探すだけでなく、一緒に暮らす前に子どもがどのような経験をしてきたのか関係職員に再確認してみましょう。
- 虐待や喪失などの経験をした子どもの様々な「問題」行動は、喪失体験への健康な適応反応であることがほとんどです。これらの言動の意味、子どもの感じ方などについて正しい知識を持ち、対応について学ぶことが大切です。

地域および関係職員として

■ 虐待やネグレクト、複雑な喪失体験による傷つきの大きな子どもを委託する際は、その後のケアを 里親任せにせず、専門的な支援が日常的に得られるよう十分な準備と計画が必要です。

子ども虐待や不適切な養育

里親や施設に措置される子どものうち、「父母の虐待」を理由とするものは多く(注2)社会的養護と虐待は切り離して考えられません。日本では、児童虐待防止法において児童虐待は、保護者がその監護する児童(18歳未満)について行う行為として、4種類(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)が定義されています。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、 首を絞める、縄などにより一室に拘束する。など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする。など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、 重い病気になっても病院に連れて行かない。 など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の 前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)など

● 虐待を受けた子どもには、たとえば以下のような様子が見られます

落ち着きがなくなる、注意散漫でぼーっとしている、過度に怖がる、

激しく怒る・泣くなど感情の起伏が激しい、

退行(赤ちゃん言葉、指しゃぶり、夜尿、養育者から離れないなど年齢不相応な幼さに戻ること)、

万引き、非行、リストカットなどの自傷行為、摂食障害、疼痛腹痛や咽頭部の違和感その他身体の不調、

睡眠障害、他者への過剰な警戒または親密さなど対人的な問題、学力不振、不登校など。

- ※ただし、上記の状態は他の要因でも起こりうるので(注3)そういった様子があるからといって一直線に虐待と結びつけることもまた、適当ではありません。
- 注 1) 解離とは脳が器質的に損傷したわけではなく心身の統一が崩れて記憶や体験がバラバラになる現象。 症状としては幅広く、記憶が飛ぶ、意識が身体から切り離される、その他様々なものがある。
- 注 2) 厚生労働省『社会的養護の現状について』2017
- 注 3) 「他の要因」はさまざまだが、発達障害はそのひとつである。 虐待は発達障害とよく似た症状をつくると言われ、 判別が難しい場合がある。

子どもを知る③ ~発達の課題~

どもを紹介される際、子どもの心身の発達について説明があります。子どもの発達についての経験や知識がないと、なかなかイメージがつきにくいかもしれません。発達の偏りと言われるものの要因には、持って生まれたものもありますし、虐待などの不適切な環境や繰り返された養育者との分離体験などの影響が子どもの心身に影響を与えた結果である場合もあります。むやみに怖がるのではなく、子どもの発達についての知識を身につけ、必要に応じて、対応をしていくことが大切です。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 社会的養護を必要とする子どもは、発達を促すための経験や刺激が十分得られてきていない場合も多く、 個別の適切な関わりにより、著しい成長が見られることも少なくありません。
- ■「他の子はできるのにどうして」と、いつも比べられたり、ダメ出しをされたりしている子どもは自信を持てず、自己肯定感が育ちにくくなります。子どものレベルに合った励ましが大切です。

里親として

- 交流から委託まもなくの頃は、まだ新しい生活に慣れず、経験不足などからも、愛着を形成し始めの頃に特有の不安定な言動を見せることが多いかもしれません。年齢相応の発達をしているかどうかの視点を持つことは大切ですが、すぐに子どもに多くを求めず、半年~1年は、様子を見ることも大切です。
- 明らかな言葉の遅れ、視線が合わない、同じ物や同じやり方に強くこだわる、落ち着きがなくて危険な行動を繰り返すなど、早めに対応が必要なこともあります。特徴が理解されないまま、適切なサポートを受けられず、叱られたり、失敗したりする体験を積み重ねることで、子どもの自尊心、やる気が失われ、「二次障がい」と言われる新たな障がいが生じることがあります。発達につまずきがあるのではと感じたら、適宜、関係職員、専門機関に相談することをお勧めします。

地域および関係職員として

- 子どもの日常の様子や学校の状況、心理検査の結果などを総合的に把握し、子どもに合ったサポートが得られるよう、具体的な対応策を里親さんと一緒に考えましょう。
- 里親さんも、子ども本人も、「発達に課題がある」と扱われることに抵抗を感じるかもしれません。しかし、だからと言って何の手だても講じなければ、子どもの自立を阻む原因の一つに成りかねません。子どもが学習や友人関係など、学校生活でストレスや負担を感じていないか、現状の教育が将来的な自立や就労に役立つ学力や社会性を育てるのに十分であるかどうかを判断基準に、里親さんや子どもが見通しを持ちやすくなるよう説明をしていくことが大切です。

発達・知能検査とは

知能検査などの検査を受けることで、子どもに「障がい児」のレッテルを貼られてしまうのでは、と躊躇する 方も少なくありません。しかし、検査は子どもが何に困っていて、何が得意なのか、どの部分を伸ばしていけば いいのか知る手立ての一つです。これまで、「真面目に勉強しないから」とか「やる気がないから」と思って いた子どものできなさは、子どもの発達特徴によるかもしれないのです。知能検査では、100を平均値とした IQ (知能指数) が出されます。「平均より上です」とか「平均と知的障害の間の境界線 (ボーダーライン) くらい」という結果に一喜一憂して終わるのではなく、子どもの得意不得意の特徴と、生活、学習、進路選択にどの ような工夫が必要なのかに焦点を当てて結果を聞くようにしてください。例えば、耳から入った情報を記憶する のは難しいけれど、視覚的な情報を理解するのは得意な子どもがいます。言われたことを聞き間違えたり、すぐ忘れてしまうかもしれませんが、一回に1つのことを短い言葉で伝えたり、図や絵を補助的に使うことが助けになるかもしれません。検査結果を幼稚園や学校の先生などと共有し、子どもに必要なサポートを一緒に考えることも重要です。

子どもの成長を促すために

特徴に即した配慮が得られず、理解できない授業を受け続けることで、集中できず立ち歩いたり、静かにしていても、空想の世界に没頭して時間を潰すことばかり得意になっている子どもがいます。特に、小学校3年頃になると、学習内容は急に抽象的になり、学習の遅れが目立ちやすくなります。必要に応じて、療育(障がいのある子どもが社会の中で生活しやすくするために発達支援や保育を行う)や特別支援学級や通級指導教室などの活用を検討しましょう。子どもの能力に適した教育は、子どもに学ぶ喜びや、自己肯定感を育て、長期的に見ると子どもの自立のためにも意義があります。



子どもと名前① ~実姓と通称姓(養育里親)~

子縁組里親として子どもを迎えるのと異なり、養育里親として子どもを養育する場合は子どもの姓は変わりません。子どもが家族として里親家庭で暮らすわけですから、通称姓として里親の姓を名乗るのが普通だと感じる方も多いかもしれません。一方で、「里親委託」とは里親が実親に入れ代わるものではなく、子どもを公的に養育することなのだから、実姓を名乗る方が自然だという考え方があるのも事実です。一概にどちらにすべきとは言えませんが、子どもの気持ち、子どもの将来の姿を見据えた選択をしていく必要があります。そして一度決めたら終わりではなく、委託中は折に触れ、その子どもの成長に合わせた対応を考えていくことが大切です。

KEY POINT of

子どもにとって

- 自分のフルネームを理解し、自分の姓に愛着を持っている子どももいます。どちらの姓とするかの 決定を一方的に言い渡すのではなく、自分の気持ちを表現しやすい説明と問いかけが必要です。
- 自分の姓を意識する前の幼い頃に委託された子どもは、子どもの意思を確認することができません。 その場合は、子どもにとって何が最善かを考慮されることが必要です。
- 通称姓を使用する場合、自分の実姓を知らされない年月が長いほど、実姓を受け入れることが難しくなります。実姓に対する強い抵抗を感じるなど、子どもの気持ちが揺れることもあります。

里親として

- 委託が決まる前までには、委託後使用する「姓」について、子どもの想いを中心に据え、出身施設、 児童相談所(可能であれば児童相談所を通して実親)と相談しましょう。
- 子どもが実姓を使用する場合、里親と姓が異なるため幼稚園や学校などで里親であることを周囲に説明する機会も多くなるかもしれません。里親と姓が異なっても、家族であることには変わりはありませんし、堂々としていれば周囲は意外に気にしないようです。また、より多くの人に里親制度を知ってもらう機会になっているように思います。
- 子どもが通称姓を使用する場合は、実姓も通称姓もどちらも大切で、その両方の姓があることがその子らしさであることを肯定的に繰り返し伝えるようにしましょう。

地域および関係職員として

- 里親の希望だけでなく、子どもの最善のために総合的な判断が必要です。実親との継続的な交流や 家庭復帰を目指す子どもにとって、通称名の使用は混乱をもたらすかもしれません。
- 子どもが通称姓を使用する場合、保育園や学校などで通称姓を支障なく使えるように配慮を求めることは 大切ですが、子どもに実姓があることは事実で、まるで実姓がないように扱うことは適切ではありません。

アイデンティティの大きな要素としての姓

結婚などで姓(名字)が変わった時に、喜びだけではなく大きな喪失感を体験した方も多いのではないでしょうか。私たちにとって、名前だけでなく姓もアイデンティティを形成する大切な要素の一つです。一緒に暮らしたことがなくても、姓は実親と子どもをつなぐ絆でもあります。通称姓を使用する子どもには、真実告知のプロセスの中で、実姓があることを伝えていく必要があります。自分の姓が家族である里親と異なることに寂しさを感じる子どももいるかもしれません。その想いを受け止め、この2つの姓があることがその子どもらしさであると、肯定的に継続的に伝えましょう。

姓と子どもの人生の連続性

通称姓はあくまで委託を受けている里親の姓です。18歳に高校卒業し、措置が解除されると、もう名乗ることができなくなります。こうした満年齢での措置解除以外にも、当初は予定していなかった中途の措置解除が行われる場合があります。措置解除の理由は様々です。いわゆる「不調」と呼ばれる里親子の関係がうまくいかないという理由もありますが、里親の病気、時には死亡、家族の介護など、家庭の状況の変化が理由の場合もあります。措置解除後、子どもは施設に入所し、実姓で生活するようになるかもしれませんし、新たに委託される里親家庭へ行くことになるかもしれません。実親の状況が変化し、実家庭に戻っていくこともあるでしょう。社会的養護のもとで生活する子どもの身分は、ある意味でとても危ういと言えるのです。通称姓を使用することは子どもを社会から守っているように見える一方で、子どもが人生の連続性を得られにくくし、混乱させる可能性もはらんでいます。

実姓での生活はかわいそう?

養育家庭のCさんは15年前に乳児院から2歳の女の子を迎えました。通称姓は使っていないので、お家の表札には里親さんの姓と委託されている子どもの実姓、両方が書かれています。通称姓を使用してこなかった理由をきくと「籍を入れないのが里親制度と理解していたので、実姓を使うのが当たり前だと思っていたし、当時関わってくれた支援者からも、子どもにとってわかりやすいと助言されたから」と話されます。学校などでも「〇〇の親です」と言うだけで会話する中で説明する必要があれば普通に里親であることを伝えているとのこと。

嫌な経験をしたことがありますか?と尋ねると、「ぜーんぜん。ママ友にも色々事情を抱えている人は多かったし、うちが特別って意識はなかったわよ」とあっけらかんとされています。むしろ、委託されていた子どもには知的な遅れがあったため、「成長の過程で実姓と通称姓の違いや意味を理解させるのは難しかったと思う、私にはそんな大変な事できなかったわ~!」とのお話でした。

小学生の頃、知り合いから「子どもの姓が里親と違うのはかわいそうなんじゃない?」と言われて 驚いたことがあったそうです。「実親さんが育てられないから、私たちが育てているだけで、この子は ちっともかわいそうじゃないと思うんだけど私、かわいそうなことしちゃったのかしら?」と。

子どもが里親に合わせるのではなく、里親が子どもに合わせるという姿を自然体で示してくださった Cさんのお話を聞いて、子どもを「かわいそう」な存在にしているのは私たち社会のあり方なのかも しれないなぁと考えさせられました。

子どもと名前② ~ 改名(養子縁組里親)~

子縁組を前提に子どもを迎える時、親としての想いを込めて名前をつけてやりたい、 という気持ちがある方もいらっしゃるかもしれません。しかし産まれてすぐの赤ちゃんの 命名を実親さんから委ねられた場合を除くと、子どもには既に名前があります。名前を変える、 という大きな決断の前にどんなことを考えたらいいのでしょうか。

KEY POINT of

子どもにとって

- 名前はつけてくれた人の想いが込められた大切な贈り物です。子どもにとっては、親がどんな気持ちで自分の名をつけたのか思いを巡らす糸口になるかもしれません。
- どんなに幼くても子どもにはその名前で呼ばれてきた歴史があります。基本的には名づけてくれた人の存在、 名づけた背景、その名前で呼ばれていたこれまでの日々、全部ひっくるめて権利を持つ一人の子どもです。
- 十分言葉でやりとりできない子どもたちだと、たいして理解できないのでは、と思いがちですが別の名前で呼ばれることで、子どもが混乱することもあります。これまでの自分と里親 (養親) 宅に迎えられた自分の間の連続性が失われてしまうことも心配されます。

里親として

- 改名については、里親の想いだけで話を進めるのではなく、事前に関係職員に相談し、名前の変更 が子どもにどんな影響を与えるのかも含めて検討しましょう。
- 言葉のやり取りができる年齢であれば、子どもの気持ちを聞くことが必要です。子どもは自分に影響を 及ぼすことについて意見を表明する権利を持っているからです。
- 様々なことをよく考えた上で、改名を希望するご家庭もあるかもしれません。その場合であっても、元々の名前の一部 (漢字や呼び方)などを新しい名前の中に残すことで、養親さんが前の名前を大切に考えていることを表現できるかもしれません。子どもの混乱を防ぐためには、呼び名が変わらないような名前を選ぶなどの配慮も大切です。
- 改名をした際は、その大きな決断をした理由や想いを子どもに説明できるようにしておきましょう。 元々の名前も同じように大切であることを折に触れ、伝えてあげてください。母子手帳や施設にいた 時のアルバムなど元々の名前が記載されているものも子どもの財産です。

地域および関係職員として

- 改名について相談があった時、関係者が異なる助言をすることは里親さんを混乱させます。事前に 認識を共有しましょう。
- 交流や委託中に新しい名前で呼び始めるのは注意が必要です。なんらかの事情で縁組成立に至らず、子どもがその家庭を離れる結果になることもあります。再び、元の名前で呼ばれるようになる可能性もあるのです。

法的な視点から

養親が希望する名前に変更するためには、特別縁組成立後に家庭裁判所で名の変更の申立ての手続きをとる 必要が出てきます。名の変更が認められるには、「正当な事由」が必要となり「正当な事由」と判断されなければ、 裁判所で認められない場合もあります。正当な事由とは名の変更をしないとその人の社会生活において支障を 来す場合をいい、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないとされています。(裁判所)

子どもの権利の視点

子どもの権利条約にはこのような項目があります。

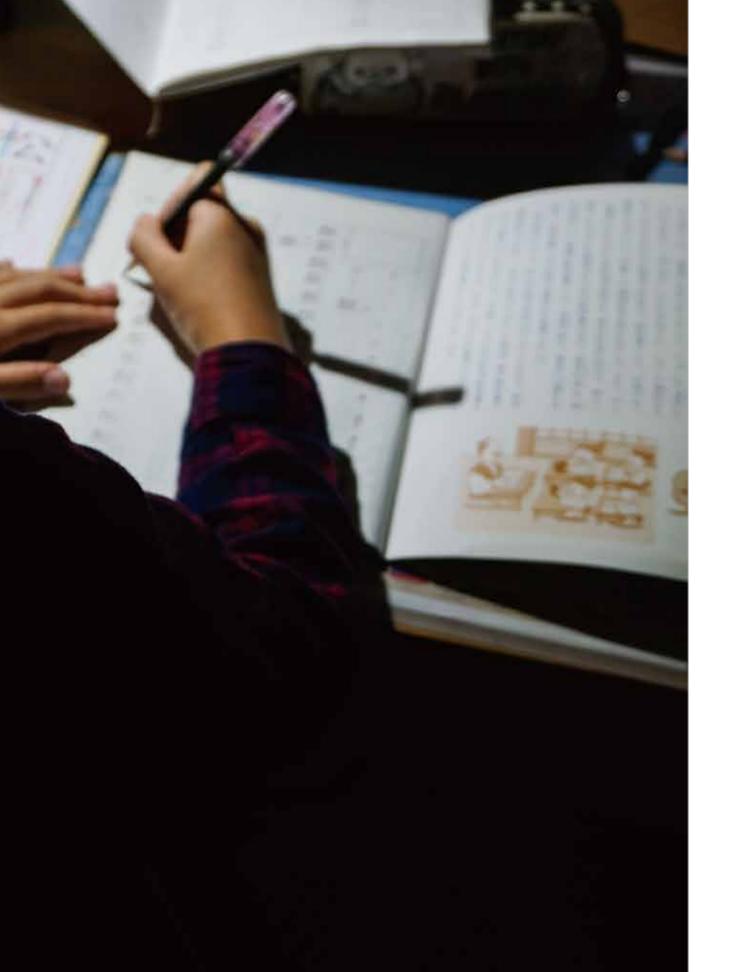
第8条(アイデンティティの保全)

- 1. 締約国は、子どもが、不法な干渉なしに、法によって認められた国籍、名前および家族関係を含むそのアイデンティティを保全する権利を尊重することを約束する。
- 2. 締約国は、子どもがそのアイデンティティの要素の一部または全部を違法に剥奪される場合には、迅速にその アイデンティティを回復させるために適当な援助および保護を与える。

2つの名前

Tさん夫妻は、乳児院から3歳のMくんを迎えました。産みのお母さんがつけた名前を大切にしたいという気持ちもありましたが、自分たちで名前をつけてあげたいという想いもあり、迷った末、子どもが呼ばれ慣れた愛称(名前の前半部分)は変えない形で新しい名前をつけることとなりました。この時、4歳になり自分の漢字の名前も読めるようになっていた Mくんの気持ちを確認したところ、もともと持っている名前の漢字はそのままがいい、とのことだったので、もともとの名前の漢字を新しい名前の読み方にすることに。漢字を変えない場合は、改名の申し立ては不要でした。

Mくんが小学校2年生の時です。小学校で生い立ちについての授業がありました。学校の先生が「誰でも名前は1つだよね」との問いかけにMくんだけ手を挙げなかったそうです。先生はMくんが養子であることを聞いていたので、養親さんに授業でのMくんの様子について連絡をくれ、事情を確認してくれました。Tさんは産みのお母さんがつけてくれた名前と、養親がつけた名前と2つ名前があるということを折に触れ話してきました。Mくんはこの件について多くは語りませんでしたが、多くの他の子と違って、2つ名前があるということを静かにでも堂々と表現できることをとても誇らしく思ったそうです。



第4章

長期外泊から 委託間もなくのころ



長期外泊と委託当初に大切にしたいこと

~ 里親子が過ごす時間の意味とは~

ともとの交流期間は子どもの状況や里親側の受け入れの準備によって変わります。 里親さんにとっては長く感じることもあるでしょう。交流に通う時間が一番緊張し、 辛かったと話される方もいました。では、なぜ『交流期間』があるのでしょうか。そして すぐに『委託』ではなく『長期外泊』という期間が定められているのでしょうか。これは 単に行政側の手続きや確認のためだけの期間ではありません。そして「里親がこの子どもを ちゃんと養育できるのかを見極める」というだけの期間でもありません。子どもにとって 里親宅で生活するための準備が整っているのか、里親さんが子どもとの生活をスタートさせる ために必要な支援を関係機関含め、整えることができているかを確認・準備するための 期間でもあります。もちろんこの間だけで、里親さんと子どもにとっての支援を完璧に そろえることはできません。しかし、生活の場が変わるという大きな変化を子どもに与え ることになるこの時期に、里親さんだけでなく、関係する職員があらゆる状況に合わせて 準備しておくことは、里親子のこれからを支えるためにはとても大切な期間となります。

KEY POINT of -

子どもにとって

- どの年齢であっても生活が変わることは期待だけでなく、喪失感を生じさせます。子どもにとって、そして年齢が小さければ小さいほど、それは理解できない漠然としたあいまいなものになります。その不安や混乱は新しい生活の中にひっそりと潜み、少しずつ表出されることもあるでしょう。それは大人にとって理解のできない、わざとやっているような行動に見えることも、どう対応していいかわからない行動のようになることもあります。
- ■施設での生活が長い子どもにとって、施設から出ること、家族という家の単位で生活することにイメージがつかないこともあります。子どもにとって、「施設」という場所で生活していること、多くの子どもたちや職員との生活が当然の日々の「生活」です。そのため、施設のことを口にする子どもに対して、「やっぱり施設がいいのかもしれない」という解釈が正解ではないことも多くあります。少しずつ一歩ずつ「一緒に暮らすこと」の積み重ねが、子どもたちにとっての安心で安全な場所として子どもの中に里親家庭が根付いていく営みとなります。

里親として

- 特定の特別な大人や家族との生活のスタートはよーいドンで切れるものではありません。お互いにペースを合わせ「特別な人との特別な時間」を経て、関係がぐんと近づきます。そのために長期外泊から委託後半年くらいまでがあると言えます。だからこそ、できるだけ一緒の時間を作り、子どもにとって里親家庭が安全基地となるような時間が必要です。
- 特に主たる養育者にとって子どもとの密接した時間は、楽しみでもあり、苦労の連続にもなります。適宜、他の養育者と役割を分担し、力を抜きながら養育に当たれるようにしましょう。また日々の様子を家族や 里親さん同士、関係機関職員とシェアすることで気持ちが整理される場合もあります。

■ 長期外泊中は、旅行やイベント参加を極力控えて、家庭での生活に慣れる時期と考えましょう。ずっと 一日家にいて向き合うことが辛くなることもあります。近くの公園や遊び場、公的な子育て支援施設、 または近隣の児童福祉施設など遊ぶ場所、相談できる場所を前もって確認しておきましょう。

地域および関係職員として

- 長期外泊当初には子どもも里親さんも一生懸命になり、無理を重ねてしまうこともあります。たいてい 長期外泊を経て、委託になる時期からお互いに疲れや苛立ち、不安などが表出されてきます。里親子の ペースを見守りながら、この時期を乗り越えられるようにサポートしましょう。時には一時保育や レスパイトの適用を検討する必要もあります。
- 長期外泊および委託当初に大切なのは子どもとの生活のペース合わせです。子どもの発達年齢や 情緒面を心配される場合や年齢相応の社会性が伴っていない場合に養育に不安を感じられることも あります。でもまずは、子どもが家族となってここで生きていくために、里親家庭が安心で安全な 基地を作り出すことに注視しましょう。
- 長期外泊ごろに里親さんが不安定になり揺れることはよくあることです。その家族が揺れを起こしながら、大きく波打つことになっても少しずつ子どもとのペース合わせをしていくことを里親さんがどう捉え、どう見守っていくのかが大切になってきます。
- 子どもの養育について関係職員が助言を求められることがあります。しかし職員が考える答えをすぐに助言・提示する前に「その家庭でできること。今里親さんがやってみることができること。」を一緒に考えていくことが大切になります。それによって里親さんがその都度、自分自身で子どもへの対応策を考えだしていく力を支えます。まずは、里親さんのエンパワーを支え、里親自身で考えて子どもとの時間を紡ぎだしていくことを見守ることが大切になります。

子どもと里親

里親宅での生活をスタートさせた頃の子どもについてよく聞くことは、「なんでも食べる」「ひとりで眠ることができる」「大人の言うことをよく理解している」など「いい子」です。年齢が大きくなればなるほど自分の置かれた状況が理解できるからこその複雑な心情を「納得とあきらめ」で理解しようとする子どももいます。でも、そういった頑張りは里親さんの受け止めの中で、あっという間に崩され、ぐちゃぐちゃになってしまうくらい自分の感情を表出し、もっとしっかり受け止めて欲しいと感じることもあります。底なしに愛情を求め、今までの怒りまで引っ張り出して里親さんにぶつけようとすることもあるでしょう。気持ちを開き受け止めようとする里親さんにとっては、子どものその痛みはとても辛く、重く感じるでしょう。子どもの代わりに喪失感や怒り、混乱を体験することもあると思います。自分自身が巻き込まれずに、しっかりと子どもを受け止めることができるような、気持ちの整理も必要になる時期と言えます。信頼できる周囲の家族や里親仲間、関係機関に気持ちを話す機会を持ちましょう。

委託時の里親が配慮しておきたいこと

~ 子どもとの生活のスタートをどう支えるか~

ちょうど「委託」になる頃から子どもたちの様子は変化してくることが多いようです。 「なんでも食べていたのに実は嫌いだったみたい」「大人分くらい食べようとする。 あるだけ食べてしまう」「ずっと抱っこになってしまった」などもよく耳にします。こういった 変化は、年齢が低いほど、目に止まります。しかし、どの年齢の子どもたちにもこの変化は あります。ただ年長になればなるほど、見えにくく子ども自身も見せないようにするため「適応して いる」または「適応できない」と判断されることも多い様です。また、年齢が低い子どもたち よりも、適応が早い分、「安心で安全基地になる」には、時間がかかるようにも思います。 こういった委託後の子どもたちの変化には『試し行動』と言われるものも含まれています。 子どもの変化に里親側がついていけなくなることもあります。「病気なんじゃないか?」「私たちの 養育が悪いのではないか?」と感じて養育が難しくなっていく場合もあるため、里親子の暮らしを スタートさせる際にはチームの支援がとても大切な期間とも言えます。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 子どもは生活に慣れれば慣れるほど「ここにいていいのか?」と不安になることもあります。子ども にとって、新しい生活の場が「またすぐに変わるものではない安心で安全な場所」となることが大切です。
- 新しい生活の場が自分らしく居られる場所として根付くのには1年近くかかることもあるでしょう。 特に子どもの年齢が高いほど、すぐに適応できるものの、そのため「安心で安全基地」になることを 妨げてしまうこともあります。年齢や子どものそれまでの生活を踏まえながら子どものペースを 見守りましょう。
- いままでの生活リズムからの変化に心身共に慣れていくことは大人の想像以上に柔軟に適応する 部分もあります。反面、漠然とした不安の中、ふとした場面で、子どもの不安定さに触れることもある でしょう。それが、どんなサインなのかを心に留めながら子どもの感情に響き合わせる作業が必要です。
- 子どもにとって里親家庭で生活することがいままでの生活の場、大切な大人、周囲の環境から突然 切り離されたというような体験とならないように工夫・配慮することが必要になります。

里親として

■ 里親自身も子どもとの生活をスタートさせることはうれしく、期待でいっぱいでしょう。反面、同じく らい不安でもあると思います。特に初めての委託などの場合は心身の不調につながる場合もあります。 委託前には里親をチーム養育として支える関係機関・担当者、相談できる人と場所の確認をしておきましょう。

- 子どもの今までの生活リズムをすぐに変えてしまうことは避けましょう。ただし全て今までの生活 通りでは里親さんも疲れてしまいます。子どものペースを大切にしながら里親子の新たな生活リズムの 調整を行っていきましょう。それには数か月かかることもよくありますので、時間に余裕を持ちながら 取り組むことをお勧めします。
- 子どもの平熱がどのくらいか、熱を出しやすいタイプかなど施設の職員や児童相談所職員から引継ぎを 受けておきましょう。心配なことがあれば、いつでも出身施設に連絡して相談して構いません。また、 小児救急電話相談(#8000)や準夜間・夜間救急を開設している行政もありますので確認しておきましょう。

地域および関係職員として

■ 里親さんと子どもの生活がスタートして初めて里親さんが疑問に思うことや、子どもの様子に変化が 見られることもあります。常に里親さんが質問や SOS を出せるような体制を組んで事前に里親さんに 伝えておきましょう。

「試し行動 | をどうとらえるか

里親さんは、里親登録にかかわる研修会などで、よく「試し行動」という言葉を耳にするでしょう。 委託に向けての交流をしている里親さんから、このキーワードを聞くことも少なくありません。 「これは、年齢相応の発達ですか? 試し行動ですか? 発達障害や精神疾患なのでしょうか? それとも 個性なのでしょうか?」と話される方も多くいます。かかわるなかで「さてどれだろう?」という 回答をすることは控えています。里親さんのその言葉に含まれている想いは何なのか。そう思わせる 子どもの行動は何を意味しているのか。そのようなことに思いをはせながら里親さんの言葉に 耳を傾けます。

実際「これは試し行動、こっちは発達によるもので、誰でもあること。」という切り分けを行動の ひとつひとつにすることはできません。「成長発達のなかで見られる子どもの困った行動が、1.2倍 くらい上乗せして出てくると思ってください。」「子ども自身は、『試してやろう』と思ってやって いるわけではない。」などと伝えています。

子どもたちのそういった委託当初の揺れは「試し行動」というキーワードだけでなく「里親子が 生活をスタートさせるためのペース合わせ」「生活の変化に伴う喪失の表出」として受け止めることも、 この時期の大きな揺れを体験する里親家庭を支える上では必要ではないでしょうか?

一時保護委託の際に大切にしたいこと

~ 里親子が過ごす時間の意味とは?~

時保護で里親宅にやってくる子どもが増えています。ほとんどの子どもが取るもとりあえず 着の身着のままやってきます。保育園や学校から保護されるケースも少なくありません。 どの年齢の子どもも緊張し、そして混乱しています。その日から始まる見通しのつかない里親宅での 生活に子どもなりに慣れようとします。その混乱を理解し、納得し、生活に慣れていく過程で 初めて、突然の自分自身の生活からの分離に対して、悲しみや怒りを表出することができる ようになります。この過程は子どもによっては数年以上かかることもあるように感じます。 また、里親としてはほとんど情報のないなかで、初めて会う子どもとの生活をスタート させなければならないこともあります。食べ物の好みもいままで何を食べてきたのかも、何時に 眠っていて、何時に起きていたのかすら分からない状況も多いでしょう。

一時保護の際に大切にしたいことをここでまとめます。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 初めて見る家、人、匂い、音…。子どもにはそれがどう映るのでしょう。すべてが新ルールであり、 当たり前のようにそこにあった今までの生活リズムやルールがまったくそうでないことに直面させら れます。里親家庭でのリズムを説明しつつ子どもの習慣を確認していきましょう。
- 可能であれば、今まで通っていた保育園、幼稚園や学校等への登園・登校を検討しましょう。難し い場合でも、今までの生活につながる子どもにとっていい記憶をつなげられるように工夫しましょう。 例えば、遊んでいたおもちゃや見ていたテレビ、音楽、よく食べていた好きな食べ物など。
- 子どもにとって、「遊び」は自身をエンパワーさせる大切な方法の一つです。時には子どもの遊びに ゆっくり付き合い、しっかり遊べる時間を作りましょう。

里親として

■ 一時保護となった子どもに対して関わる大人がどう伝え、子どもがどう理解しているかはとても 大切です。生活をとおして、子どもから疑問や質問がでてくることもあります。子どもの質問にどう 答えるのかについて、想定できる質問に対しては、回答を関係機関で合わせておくことも大切です。 もし、即答できないことやわからないことがあったとしても、その質問をした子どもの気持ちを受け 止め「私もわからないから聞いてみるね。」など、子どものどんな疑問や揺れにもちゃんと大人が応え てくれると子どもに伝わることが大切です。

- 突然の分離、喪失を体験した子どもに対して「安心で安全な生活の場の提供」を里親家庭が担え ることがとても大切です。落ち着くまでの間は、その「安心で安全な場所」であっても子どもにとって は「不安定で、先の見えない混乱」と映ることもあります。そのような想いもひっくるめて受け止めて いくことが子ども - の安定のきっかけになります。
- 今までの生活環境によっては初めてのことも多いでしょう。「生活習慣がない」というなかにも「今 までの生活習慣にはない習慣」であることも考慮していきましょう。「朝食には牛乳を飲んでいた。」 「洗髪はシャワーを使っていた。」など子どもの生活様式も聞き取りながら可能な範囲で子どもの生活 習慣を取り入れることで子どもの安心につながることもあります。
- 特に高年齢児童を一時保護する場合には大人や実子含めた異性に対しての配慮、個別スペースの確保を 配慮しましょう。インターネットやSNS等の使用について、金銭の所持や使い方、帰宅時間等についても、 児童相談所担当職員の助言のもと約束事をしておきましょう。約束が守られなくなってきた場合や子ども がその約束について異議がある場合には、職員を含めて、話をし見直しをしていきましょう。子どもの 希望に沿えない場合もありますが、職員または里親さん等から丁寧に説明を重ねましょう。
- 一時保護中に医療機関にかかる場合には緊急の場合を除き、事前に児童相談所に病状の報告と受診 について相談しましょう。散髪や遠方に出かける場合も事前に相談をしておきましょう。

地域および関係職員として

- 一時保護ではそれまでの生活状況がわからない場合もあります。ですが①アレルギー②服薬状況 (保湿などの塗り薬を含め)③食生活などの情報を可能なかぎり収集し、里親家庭へ伝えることは里親さん の安心にもつながります。
- どの年齢の子どもであってもその年齢、発達状況に合わせて、里親宅で生活することになることや このあとどういった流れになるかについて話をし、いつでも里親に言えば担当職員との話ができるこ となどを伝えましょう。
- 一時保護中に学校や幼稚園等に登園する場合には周囲(お友達や他の保護者)にどう伝えることにする かなど子どもや里親さんと相談して内容を一致しておきましょう。
- 髪の毛を切る、医療機関にかかる(服薬する)ということも、一時保護委託の期間中は実親(親権者) または児童相談所が確認・了承する必要があります。日々の生活の細々したことを確認することは、 里親にとってやや手間でもありますが「公的に一時保護として子どもを受託している」ため、その子 どもに対して、何が可能でどの点に配慮が必要かを確認し、里親に必要な情報と配慮点をその都度 伝えていきましょう。
- 一時保護委託後数日経ったところで、子どもや里親さんの生活状況や不安等あるかどうかの確認を しましょう。一時保護前にはわからなかったことや子どもが語らなかったことも明らかになる場合が あります。生活状況を把握しケースアセスメントにつながるように情報共有を行いましょう。



第5章

委託後の 子どもとの暮らし



里親家庭に訪問するときのヒント

5 委託後の子どもとの暮らし

~ニーズ把握と関係機関の情報共有について~

親支援について里親さんと関係機関がチームとなって子どもの生活と成長を見守る <u>─</u>──── 「チーム養育」が言われるようになりました。厚生労働は平成 20 年度から里親支援機 関事業を開始。行政本位ではなく民間団体にも事業委託できるようなしくみとなりました。 平成 24 年からは乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員が配置できるようになりました。 それ以前にも里親支援の取り組みのなかで家庭訪問による支援は取り入れられていますが、 最近では、施設職員や事業受託した民間団体が児童相談所職員とは異なる立ち位置で訪問 することが増えています。

定期的に里親家庭へ訪問することは里親さんとの信頼関係を育むきっかけとしても有効です。 また家庭への訪問によって、普段の面接や話には出てこなかったような日々のことや、いずれは 大きな課題となるであろう「ちょっとした困ったこと」に早めに気づくことができます。

KEY POINT

子どもにとって

- 子どもが里親宅で生活する期間のなかで関わる職員の入れ替わりがとても多いことがあります。 自立するまでに 10 人近くも担当福祉司が替わったということも少なくありません。そのことが子どもに とってどう意味し、影響するかを認識して子どもに関わることも大切です。
- 子どもの部屋に入るときには、ちゃんと子どもや里親さんに理解と協力をしてもらいましょう。 必要があるとはいえ子どものプライベート空間です。児童相談所等職員が来るたびに何かをチェックしに くるという印象では、困ったときにSOSを出せる先にはなりません。
- 自立支援計画か大きな出来事があるときにしか児童相談所等職員と出会わないと印象づいてしまうと 低年齢児童であっても、その人と面会・面接することの意味はなかなかプラスには働きません。 里親会や相互交流の場面など普段のときでも会う機会を重ね、チームのメンバーであり、子どもの 応援団であることが伝わるような工夫が必要です。

里親として

- 生活するプライベートな空間 (家庭)に一緒にチーム養育を担うメンバーとはいえ、関係職員が出入りする ことへの抵抗があることは当然です。しかし「公的養育として子育てをしていること。」が里親家庭の 大前提ですので子どもが安全・安心に生活しているかどうかを複数の視点で確認してもらう機会として 捉えましょう。また、子どもの個人情報の観点からも子どもについての相談場所は、里親宅や関係 機関相談室など対外的な守秘義務が守られる場所で行いましょう。
- 里親さんにとって家族、友人、地域、チーム養育の関係職員、子どもにかかわる学校や施設、電話 相談窓口など、子どもの養育について、里親自身について相談できる先を見つけましょう。子どもに 関わる相談先リスト(エコマップ)を作っておくことも一つの方法です。

■ 訪問のときにすぐには日々の気になったことや困ったことなどを話すことが難しいこともあります。 いつごろ、どんな時間帯か、どんなきっかけで、何が起こったのか、そのときの子どもの様子などメモを しておくと伝えやすく、また客観的に整理することもできます。

地域および関係職員として

- 家庭訪問では、施設での里親と子どもとの交流場面を通して職員が里親とやりとりをする場面とは 異なり、1人ないし2人で里親家庭へ訪問することになります。訪問の際には、訪問の意図などを説明し、 理解を得られるようにしましょう。
- 受け入れに負担を感じられる里親さんがいることも理解して、訪問の際には里親さんのペースに 合わせながら話を進めましょう。
- 訪問後、関係機関や職員に報告する必要がある場合には客観的情報とアセスメント所見を区別して 報告するなどの工夫と、適宜、ケース検討などのスーパーヴィジョンを受けるなどして、訪問支援が より良いものになるような工夫が必要になります。

訪問を重ねること

里親支援機関事業を受託し里親家庭への訪問相談が開始された頃、それまで行政職員も訪問を 多くしてこなかったこともあり、里親さんから多くの意見があったことを覚えています。「職員に 相談することはない」「今までこなかったのに、何しにくるのか?」そんな声もありました。それから、 10年近くになりました。年に数回お会いするなかで

- 1. 子どもの成長を一緒にみていけることだけでも里親さんにとってはとても大切で重要なこと。
- 2. 定期的に重ねていく訪問に里親さんそれぞれの意味を見出してくださっていること。
- 3.子どものあの頃を話せる職員があまりにも少なく、そういった「人」を里親さんが必要としている。
- 一方、訪問についてどのように報告を行うかについて支援機関内でも話を重ねています。里親さ んとの話全てを報告するような形では里親さんと大切な時間を守ることはできません。現在、訪 問概要については報告をしていますが、詳細について、または虐待通告が必要な場面が生じたと きには、その旨を里親さんとしっかり話をした上で行いたいと考えています。

里親さんと、その家族や子どもと話ができる機会であること、「訪問」という機会を大切にして、 これからも、里親子さんとの日々に触れることができればと思います。

(二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 長田 淳子)

子どもにかかわる人や機関への伝え方

~学校や保育園、まわりの人にどう伝える?~

どもが通う学校や保育園・幼稚園へ、子どもが里親家庭へ来ることになった経緯や里親子であることなどをどこまで伝えるのかについて迷われる方は多いでしょう。子どもの状況だけでなく、里親家庭の居住環境や近隣との関係によってもいつ・どう伝えるかは対象や方法が異なるかもしれません。「子どもにとって必要なこと」を考えながら一つ一つ検討することになります。

また養育里親、養子縁組里親、親族里親でもその伝え方は異なるでしょう。なぜ子どもが通う 関係機関に養育里親であること養子縁組里親であることを伝える必要があるのか、なぜ 伝えた方がいいと言われているのかについても考えます。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 周りにどう伝えるかは、まずは子どもにどう伝えているかにもよるでしょう。また、今伝えていなくても子どもの状況に応じて子どもが生活する場面にかかわる関係機関・職員に事前に伝えておくことで協力を得ることが可能となります。特に委託間もないときには、日々のサポートや手続きなど、さまざまな場面で連携や対応が必要になります。
- 委託間もなく保育園や幼稚園に通園する場合には、里親家庭に来たことと通園することが混在して しまい、子ども自身が状況をうまく理解しきれていない場合があります。その疑問をふと先生や友達 に話すこともあります。委託までの経過やいまの状況などを園に伝えておくことも大切です。
- 子どもによっては、子ども同士の集団生活や保育施設で保育されることに慣れていても、社会経験の不足や「家族」や「家」について理解が混乱していることもあります。また、虐待等により今まで一度も適切な教育を受ける機会がなかった場合もあるでしょう。保育園や幼稚園、学校等で子どもが不安や混乱を感じた場合には十分に関係する機関と情報共有を行い子どもの理解に合わせて説明を行うなどしましょう。

里親として

- 子どもの状況を踏まえて、今、里親家庭で取り組んでいること子どもが苦手としていることなどを 伝えて子どもの状況に合わせた支援をお願いしましょう。
- 先生の対応一つで子どもの社会生活のスタートがいい形で切れるかが変わることもあります。
- 関係機関の職員であっても、里親制度や子どもたちについて知識や理解が不足している場合もあるでしょう。児童相談所など里親支援機関に協力を得て、子どもに関わる人が少しでも理解を深めながら、子どもに関わってもらえるよう依頼しましょう。

■ 里親家庭として、地域に出る第一歩目は子どもを介した地域とのやりとりに戸惑うこともあるかもしれません。「公園デビュー」「ママ友デビュー」など新たな関係作りは心身共に疲れてしまうこともあります。子どもも同じ。少し周りにサポートしてもらいながら緩やかなスタートが切れるようにしましょう。

地域および関係職員として

- ■「里親家庭で生活する子ども」である配慮が必要なことはたくさんあります。ですが、まずはそれぞれの専門職としてその子ども自身を捉え、里親さんと一緒に子どもの成長を見守れるように心配りすることが何よりも里親子にとって安心につながることでしょう。
- 里親制度や里親さん、里親家庭で生活する子どもへの理解や配慮について不足や不明な点などあれば 里親支援機関に問い合わせるなどして対応のヒントを一つでも多く得ていきましょう。
- 里親さん自身がこれまでどういったかかわりと想いをもって子どもを育て、向き合ってきたかについて 理解を深め、養育を共にするチームメンバーとして連携がとれるような工夫をしましょう。

知っていてもらえることの安心感につながるように

里親子での生活がスタートしたとき里親さんから聞くことは「役所の窓口で足止めにあった。」「養育里親と養子との違いも知らなかった。」「過度に感動されたり子どもの前で労われることについて違和感を感じた。」という声。反対に「里親さんのおうちの子どもを教えたことがあると言われた。」「手続きなど丁寧に教えてもらえた。」「大丈夫、任せといてと言ってもらえた。」などの言葉がどんなに安心感につながるかを話されます。

悩みで多いのはママ友になった人、同級生など子どもの保護者、塾や習い事の先生にどう伝えるかです。子育てひろばなどで出産時の話や出生した病院の話題に嘘をつきたくないと話す方や質問に質問で切り返して乗り切っているという方。仲良くなった方から伝えたという方。保護者会でお話をしたという方など様々です。誰から、どこから話をしなければならないということはありません。私たちとしては里親家庭であることを話すことで子どもと里親さんの安心感が増えるように応援・支援してくれる人が増えて、里親子にとってしっかりした安全基地が拡がることが願いであるし、大切なことと捉えています。

(二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 長田 淳子)

5 委託後の子どもとの暮らし

実親の存在・交流に対する考え方

~ 子どもの今をつなぐために~

実告知やライフストーリーワークなど、近年、子どもたちのいままでとこれからを **⇒** 整理していく取り組みが注目されています。子どもにとって、実親の存在を捉えて いくことは、大人のサポートがいる作業です。以前に比べれば、里親委託中の子どもと実親 の交流は、増えています。それと同時に、交流を支える里親さんからの対応への不安も 聞こえてきます。それぞれの子どもの状況と年齢によって、実親に対する捉え方と、不安 と期待は複雑です。交流が全くない場合、実親の情報すら得られない場合もあります。 子どもが「里親」を親モデルとして捉えながら、一緒に生活を共にできなかった「実親」に 対しての想いを整理していく過程が大切になります。

KEY POINT

子どもにとって

- 里親さんとは異なる「親」の存在について、子どもはどう捉えているのでしょうか。実親から離れた 時期や、施設等での実親との交流頻度によってもその理解と受け止め方は異なります。でも、「里親子」の 様子を見ていても、子どもにとって、「親」とはとても特別で、子ども時代の「安全基地」となる大切 な存在なのです。「実親」の存在を肯定的に捉えていくことが、子ども自身の自己肯定感につながる こともあります。
- 成長に応じて、実親に対する子どもの捉え方も変わってきます。「実親」と「里親」の間で気持ちが 揺れる場合もあるでしょう(忠誠葛藤)。葛藤が生じることは当然のこと。自立が目前にある場合や、 交流が継続されている場合は特に、子どもの担当心理司や児童福祉司などの継続的な面接をとおして 気持ちの整理を行うなどしましょう。
- 実親のことを知りたいとき、これから里親宅での生活がどうなっていくのか不安になったときなど、 いつでもそのことについて相談できる人(里親さんや担当の児童福祉司、児童心理司など)が誰かを、 子どもに伝えておきましょう。そういった存在があることだけで、安心につながることもあります。
- 子どもが高齢児になってくると、実親が、自分の理想どおりの親ではないと感じることがあります。 自分の里親家庭での生活を振り返って、「実親がかわいそう」と感じてしまうことにショックを受け、 実親との面会に躊躇することもあります。子どもと実親について話ができる環境を整えておきましょう。

里親として

■ 子どもとの日々の生活をとおして、「どうしてこんなかわいい子どもを実親は手放してしまったのだろう。 「どうして、子どもを虐待するんだろう」と、子どもの向こう側に在る実親への想いがめぐることもあります。 実親に対しての葛藤は決して悪いことではありません。ただ、その葛藤が子どもに向かないように、 相談できる相手や、関係職員等への相談をとおして、その都度気持ちの整理をしていきましょう。

- 子どもによっては、想像のなかで実親を理想化している場合もあります。それは、見えない存在の 「親」への希望と想いでもあるでしょう。里親家庭で安定的に生活できているからこそのこともあります。 「嘘」と捉えず、そう話す意味や想いを受け止めながら対応することが必要になります。
- 養育中に、実親について子どもにどのように話をしていくか、子どもが捉える「実親」のイメージは、 周囲の人、特に、里親さんがどう実親のことを語ってきたかにも大きく左右されます。一度では終わら ないこの作業を一緒にその都度行っていくことで、「自分が生まれてきたこと」に対して、子どもが 肯定的に捉えることができるようになります。
- 家庭復帰が目標となっている場合には、さまざまな事情により、里親さんの予測と気持ちのペース より早く進む場合もあります。交流開始時期や頻度などについて、子どもにとってどういった形で 進めることが最善かをその都度相談調整し、十分に児童相談所等職員と相談しながら進めましょう。

地域および関係職員として

- 施設で実親交流を継続していた場合でも、里親交流が開始されると一旦実親との交流が中断される 場合があります。実親との交流中断と、里親交流開始にあたって、十分に子どもに説明を行いましょう。
- 委託当初から、里親さんには実親について説明し、子どもの年齢に合わせてどのように伝えていく か、施設や児童相談所などがどういった情報を有していて、子どものニーズに合った話をすることが できることを伝えておきましょう。
- 実親との交流にあたっては、里親さんも子どもも、さまざまな形で揺れがおこります。「実親との 交流なのだからしょうがない」ではなく、その揺れが何から起因しているのか、子どもの揺れが、 子どもの生活さえも不安定にしていないかなど把握し、調整しながら進めましょう。



里親家庭の不適切な養育を防ぐこと

~子どもと里親さんをつなぐために~

どもにとって適切な養育とはどういったものでしょうか。里親家庭それぞれの生活スタイルがあり、リズムがあり、そして家族の関係性があります。統一した「かたち」があるものではないかもしれません。

でも中途養育となる子どもにとって大切にしていただきたいことはたくさんあります。そして「不適切な養育」とはどういったものでしょうか。子どものニーズに合わないもの、子どもの人権・権利を守っていない行為、その子どもの年齢や心身の状態に合わない子育て観ということもあるでしょう。毎日の生活を共にし、必死に子育てしているなかでは、なかなか気づかないこともあります。そして、里親自身が自分では想像もしていなかったような傷つきや混乱を感じ、叩いてしまったり、子どもを否定するような言動を繰り返してしまう事態になることもあります。

また、逆に子どもの愛着の課題から子どもが周囲の大人などをコントロールしようとし、そこに大きく巻き込まれていき、里親さん自身が「安心で安定した生活」から遠のいてしまうこともあります。どちらにせよ、そういった状況は子どもにとってはもちろん、里親さんにとっても苦しく、里親子関係の継続が難しくなる場合があります。修復不可能な状況は、「措置解除」という形でしか終結することが難しい場合もあります。しかし、そういった子どもにとっての「分離体験」を増やさないためにも、どう防いでいくかを検討していくことが必要だと思います。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 里親家庭での生活が始まった頃、施設の職員から聞いていた趣味や遊び、食事の好みとは違ったものが好きだと子どもが言うこともあります。今までになかった新しい生活のなかで、様々な体験をとおして、嗜好が変化している場合ももちろんあるでしょう。しかし、なかには、子どもの様子が、里親家庭に合わせようと「とてもがんばっているな」と感じることもあります。
- 委託間もなくの頃の「試し行動」と言われるような様子は、子どもの混乱と不安の表れなのかもしれません。大人が「何故?」と思うようなことを繰り返しすることもあります。その起こっている事柄だけに焦点を当てずに「どういった心の動きがあるのか」を少し客観的に考えながら子どもとのペース合わせをします。子どもの混乱に巻き込まれずに見守っていくことができます。

里親として

- ■「不適切な養育」とは虐待行為だけではありません。子どもの成長発達に合わせた養育ができているか、子どもと里親さんとの生活がどれくらい経っていて、里親子の関係性がどういったものとなっているのかによっても異なります。
- ■「子どものことを考えて」と習い事や将来のためにと行う教育についても、時には「行き過ぎ」であったり、子どもにとって負荷の強いものとなることもあります。幼児教育もその一つ。それが今の子どもに合っているのかを適宜振り返りながら、また子どもからもニーズを確認して丁寧に進めることが必要となります。

■ 赤ちゃん返りの際の対応や、特に子どもと性別の異なる里親さん(同性の場合も含む)とのかかわりなど「中途養育」であり「公的養育」であることを念頭にかかわることも必要です。例えば里父と女児、実子や親せきの方と子どもとのかかわりなどです。一緒に入浴することや着替えをさせる年齢、寝室を共にする年齢などです。幼く見える子どもであっても、実年齢を考慮にいれましょう。

地域および関係職員として

- 交流中や数泊の外泊時には分からなかったこと、生じていなかった関係性の変化が長期外泊・委託 以降に見えてくることはよくあることです。長期外泊から半年ほどは丁寧に里親さんとお話を重ねて、 里親さんと子どもの関係性の変化が不安定な方向に転じないように見守りましょう。
- 里親さん自身は気付かない疲れや混乱に関係機関職員が気付くこともあります。家庭訪問等を通して、 里親さんの負荷が強くならないように様々な子育てサービスの提案も含めて、関係機関職員として できることをアセスメントしていくことが大切です。
- 訪問や里親さんとの話を通して、不適切な養育や虐待行為があるとわかった場合にはすみやかに 児童相談所等へ報告をしなければなりません。ただし、できる限り里親さんと話を重ね、その行為が 適切ではないこと、周囲の支援含めどんなサポートが必要なのかについて話をしましょう。

レスパイトや一時保育の利用を通して

どれだけ養育経験があっても、待ちに待った子どもとの生活であったとしても中途からの養育は 里親さんの心身に多大な負荷がかかることもあります。ちょうどそれは、子どもとのペース 合わせの時期、幼稚園や学校への入学、思春期や自立のタイミングなど成長の段階ごとに生じ ます。特に委託間もなくは里親子で煮詰まりすぎずに、レスパイトや地域の子育て支援サービス などを利用して一呼吸置くことも大切です。

[例えば]

- 通院や健康診断に行くときに一時保育などのサービスが受けられた!
- ずっとやっていたサークルに継続的に通いたいけれどその間預かってもらいたい。
- 冠婚葬祭などのときにレスパイトで預かってもらいたい。
- **長期外泊からの緊張で、疲れも溜まってダウン。数日間のレスパイト利用で回復できた。**

「里親として預かっているのに預けるなんて」と感じる方もいますが、里親子それぞれにとって 必要な時間・休息であれば、それは里親子のために大切な時間と捉えましょう。

5 委託後の子どもとの暮らし

子どもと「性」

▼ どもは幼いうちに性別というものを知り、成長の過程で「性」に関するさまざまな知識を 身につけます。「性」と言うと「思春期に二次性徴が出る頃の問題」「男女関係の問題」と 思われがちです。また、人前で話しにくいことプライベートで恥ずかしいこと、学校で最低限は 教えてくれるはず、などと家庭では「性」について子どもと話すことを避けてしまいがちです。 しかし、そもそも「性」(セクシュアリティ)とは、幅広い問題を含んでおり(注1)、人のアイデンティティ (自己同一性)の中核となるものです。(注2)「性」について正しい知識を持ち自分自身を大切に できることは、他人と適切な距離やコミュニケーションをとり他人を大切にすることでもあります。 子どもと暮らし始めると、一緒にお風呂に入った子どもが身体の違いについて興味を持ったり、 子どもの自慰行為(注3)が気になったり、不審者対策をきちんと教えなければいけなかったり「性」 について考えさせられる機会が生じます。また、性暴力から子どもを守ることと、もしも被害 に遭った場合に適切なケアをすることは、大人にとっての使命と言ってよいほど重要な事柄で す。(次項「性被害から子どもを守る」参照)子どもの心身を守り、子どもが自信をもって成長 できるように「性」について考えていきましょう。(注4)

KEY POINT of -

子どもにとって

■ 乳幼児は自分の身体に興味を持ち、触ってみます。性器もその対象です。まだ他人の目を はばかったり、公私の場の区別をしたりすることはできません。

里親として

- 子どもが裸になったり性器をいじったりしたら「人前ではやらない」ということを教えてやる 必要はあります。「子どもなのにいやらしいことをしている」「変なことをする悪い子」という とらえ方で叱ることは不適切です。
- 性にまつわる言動には正常な発達の過程とみられる場合もあれば、過去または現在における 性被害が疑われる場合もあり、注意が必要です(後述)。子どもの様子がおかしいと思ったとき、 気になることがあったときには、里親と関係機関は速やかに情報を共有し対応を考えましょう。

子どもの性的発達 ―

幼児期の自然な性的発達としてみられるのは、たとえば以下のようなものです。

- 自分のプライベートゾーン(注5)を触る
- 他の人の身体に興味を持ったり見ようとしたりする
- 子ども同士でプライベートゾーンを見せ合いっこする
- プライベートゾーンについて話したり、ふざけて大声で連呼したりする

里親および関係者に気をつけていただきたいこと

自分のプライベートゾーンを触ったり、床や物にこすりつけたりして快感を得る自慰行為は、幼児や小学生にも 見られます。退屈なときや眠いときに出ることも多く、自然な発達の過程としていずれ消失することもあれば、 ストレスや寂しさが関係していることもあります。他のことに興味を持てるようにする、養育者と子どもとの 関わりを増やしてみる、ストレスや不安の要因がないか生活全体を見直してみるなどの対応があります。 おどかしたり注意したりして「悪いことをしている」「見つかったら怒られる」と子どもに認識させてしまうのは 逆効果です。

ただし、自慰行為の内容や頻度・持続性等によっては、性的虐待・性被害に遭ったのではないかと考えられる 場合もあるので、子どもの様子に注意を向けておきましょう。また、子ども同士の性器の見せ合いや お医者さんごっこなど遊びに見えるものも、単なる遊びなのか懸念される行為なのか見極めた ほうがよい場合があります。子ども同士の関係に上下関係や一方から他方への圧力、強制力などが認めら れる場合、遊んでいるように見えても何らかの性加害・被害の現れではないか注意を払う必要があります。 日常生活で問題が特に見られなくとも、プライベートゾーンを幼児期から教えましょう。また、親きょうだい でも少なくとも小学4年生以降は、異性と入浴しない・異性の前で着替えない、といったことに気をつける 必要があります。「『性』は個々人にとって大事なもの」とわかることは、自分と他者の間に健全な境界を設け、 自分も相手も大切にしたコミュニケーションがとれることにつながります。それはまた、性暴力被害・加害を 防ぐためにも有効です。(「性被害から子どもを守る」参照)

- 注1)性(セクシュアリティ)とは極めて広い概念で表現が難しいが、参考文献2によれば「男であること、女で あることから生じるすべての肉体的・情緒的・社会的な事柄」を意味する。「必ずしも男女のどちらかに 限定されるものではなく性別が明確でない人々をも含め、かつ乳幼児期から老年期までのすべての人々に 存在する概念」である。
- 注 2) アイデンティティは「自己同一性」または「自我同一性」と訳される。自分は何者か、自分が自分であることの 核心は何かという自己定義が「アイデンティティ」である。心理学者 E.H.エリクソンは青年期の課題 として「アイデンティティの獲得」を挙げた。
- 注3) 自分の性器や胸を触る、床や布団にこすりつける、机の角などに押しつける、物にまたがるなどの行為。
- 注4)日本の法律では、児童虐待は「保護者」による行為として定義されているため、「性的虐待」は保護者に よる性的な暴力や搾取のみを指すことになる。したがって本書では、保護者以外の人間による行為も 含めるという文脈では「性的虐待」でなく「性被害」という言葉を用いている。
- 注5) プライベートゾーンとは水着を着た時に隠れる場所を指す。「ロとプライベートゾーンは自分だけの大切な 場所」と子どもに教える。

参考文献 1 安藤由紀『いいタッチわるいタッチ』岩﨑書店 2001

参考文献 2 益田早苗『ヒューマン・セクシュアリティ論ノート』大空社 2015

性被害から子どもを守る

5 委託後の子どもとの暮らし

ノ し 12万件を超えています(注1)。そのうち性的虐待はわずか1%余ですが、表面化しているのは ごく一部で、実際は相当数が埋もれているとみられます。性的虐待は虐待事実の証明が難しいこと、 被害児童が表に出せない・出したくないものであることなどが理由と言われています。

しかし、性的虐待(注2)は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害によるダメージは非常に深刻と言わざるを 得ません。ある全国調査によれば、18歳未満女子の4割、同男子の1割が何らかの性被害を受けたと 回答しています(注3)。性被害から子どもを守るには、正しい知識と理解が不可欠です。

KEY POINT of -

子どもにとって

- 性被害に遭った子どもの様子は虐待を受けた子どもの様子と重なりますが、特に性被害発見の きっかけとなりやすい症状や行動もあります(右ページ枠内参照)。
- 社会的養護のもとで生活をする子どもの多くは、児童相談所に保護されるまでの間に何らかの意味で 不適切な養育環境におかれた経験を持ちます。また、里親家庭で暮らすまでに生活の場を何度か変更 してきていることも多く、どこでどんな経験をしたのか、詳細が明確に伝わっていない場合もあります。

里親として

■ 一緒に暮らす前から過去の性被害の事実が分かっている場合には、その影響がどのような形で 出ているのか里親はどう対処したらいいのか、気をつけたほうがよいことは何か、子どもへの専門的 なケアはどこで行うのかなど、児童相談所をはじめとする関係者の間でしっかり確認しておきましょう。 事前に性被害の情報がなくても、子どもと一緒に暮らし始めてから気になる様子が見られること もあります。その場合は生活環境の変化による一時的なものなのか、以前の生活環境において 同様の兆候があったのか、いつからかなどできる限り情報を得て対応を相談しましょう。

里親はどんなことを意識しておいたらよいか

子どもの性被害が判明した場合には、周囲も大きなショックを受けます。そのショックを和らげようと 「たいしたことじゃなかった」「元気にしているから大丈夫」と大人がまず被害の事実を否認したり最小化したり しがちです。そのような心理が働くこと自体に注意が必要です。「そのうち忘れてくれれば」と適切なケアなく 様子を見るだけだと、心の奥に抑えこまれた被害体験は後々に影響する可能性があります。性被害に遭った 子どもが加害に転じる場合があることも知られています。

不用意な対応で子どもを傷つけることは避けねばなりませんが、「傷つくからそっとしておこう」と本当に 何の手当てもしないことは、その後長く子どもを苦しめることになりかねません。子どもはその話を 敢えてはぐらかすかもしれません。しかし、そのように回避すること自体、被害体験が直視できない

トラウマティックなものであることを示しています。被害に遭った事実を頑として認めないことも、一度話 した内容をくつがえすこともあります。だからといって「被害事実はなかった」と言えるわけではありません。 「知らない人についていったらダメ」とよく言いますが性被害は身近な人、知っている人から受けることも 多いのです。子どもと接する大人に対して「この人は本当に信頼できるか」「安心して預けられる場所か」 養育者は常に意識し、適切な判断をする必要があります。子どもが外で行動する際には、危険な時間帯や場所が ないかも考えます。そして、性被害の問題に限りませんが子どもの様子にいつもと違うものがあれば気づける こと、子どもと大切なことを話し合える関係であること、専門職の関係職員などに積極的に支援を求める ことが望まれます。

性被害を発見するきっかけ

発見しやすいのは、たとえば次のような様子がある場合(該当する様子があっても、被害事実が あったかどうかについては、慎重な判断・対応が必要です)。

「例えば]

- 性的な言動 (たとえば、他者の性器を触ろうとすること、自分の性器を他者に触らせ ようとすること、性的な意味合いの感じられる遊びや発言、自慰行為など)がしばしばある。
- 異性をことさら避ける・意識しすぎる・関心を引こうとするなど、対人関係上、傍から 見て違和感を持つような特徴的な様子がある。
- 性器の外傷や尿道炎・膀胱炎・おりものの増加(かゆみや痛みとして訴えることもある)
- 性感染症や妊娠を疑わせる症状
- 注1) 厚生労働省『平成28年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>』
- 注2)日本の法律では、児童虐待は「保護者」による行為として定義されているため「性的虐待」は保護者による 性的な暴力や搾取を指すことになる。したがって、本書では保護者以外の人間による行為も含めるという文脈 では、「性的虐待」ではなく「性被害」という言葉を用いている。
- 注3)日本性科学情報センター『「子どもと家族の心と健康」調査報告書』1999

※参考文献

- 1 野坂祐子・浅野恭子『マイステップ 性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育』誠信書房 2016
- 2 藤森和美・野坂祐子『子どもへの性暴力 その理解と支援』誠信書房 2013
- 3 森田ゆり『子どもへの性的虐待』岩波新書 2008
- 4 森田ゆり『沈黙をやぶって』築地書館 1992

5 委託後の子どもとの暮らし

子どもの安全基地になるということ

条件にありのままの自分が愛されるという実感を基に養育者との間で育まれた愛着は、 自分を信じ、他人を信じることができる「基本的信頼」を育てます。愛着の対象である 養育者との分離や虐待を経験した子どもにとって愛着の形成は簡単ではありません。

KEY POINT of -

子どもにとって

- たとえ 0 歳の赤ちゃんでも虐待的な環境に置かれたり、養育者が頻回に変わったりすると、恐怖や不安を抱きます。乳幼児は、表情が乏しかったり、身を委ねて抱っこされなかったり、過度に泣いたり、食欲が減退したり、体調を崩しやすかったり…という表現で、不安や悲しみをするかもしれません。相手を過度に警戒、攻撃したり、自分で自分の頭を床に打ち付けてしまったりという場合もあります。
- ニーズを満たしてくれて安心させてくれる絶対的な存在を持たないまま大きくなった子どもの中には、初めて会った大人でも誰彼構わず親しげに接近する行動を見せる子がいるかもしれません。こういった子どもは誰とでもうまく関われるように見えて、少し注意されるなどのきっかけで全てを否定されたかのように感じて遠ざかってしまうなど、深い関係を形成するのが難しくなってしまうこともあります。

里親として

- 子どもは「いい子じゃないと見捨てられるのではないか」など、大人が想像もしないような不安を抱いていることがあります。言わなくてもわかるだろうと決めてかからず、「大好きだよ」「あなたが来てくれて本当に幸せ」など、存在そのものを無条件で肯定する言葉のシャワー、ハグなどのスキンシップ (子どもが安心できる範囲のもの) などにより、意識的に愛情表現することも大切です。
- 大人としては子どものためを思って発する言葉であっても、「そんなにここが嫌なら施設に帰る?」とか「児童相談所の人に言って他の場所を探してもらおうか」など、子どもの住む場所を揺るがすような言葉は子どもの中に大きな不安と不信を植え付け、里親家庭が安全基地となりにくくなります。

地域および関係職員として

■ 養育者との安定した関係が得られなった子どもの養育を受け継いだ里親は、時に子どもと関係を築くことが難しいと感じるかもしれません。里親が一人で抱え込まずに家族や支援者と相談できるようサポートが必要です。

愛着(アタッチメント)と情緒的な安定

生まれたばかりの赤ちゃんは自分では何もできません。不快な時には泣いて抱っこしてもらい、あやしてもらい、おっぱいをもらい、オムツを替えてもらうなど要求をすべて受け入れて守ってもらいます。子どもが恐怖、痛み、不安をもたらすようなことを経験した時に養育者に接近する行動をアタッチメントと呼びます。これは生物が身を守るための本能的な行動です。子どもは不安な時、養育者にくっついて抱っこをしてもらうことで、安心感と情緒的な安定を得るのです。生まれた時からこうして要求を満たしてもらい、愛着行動を繰り返すことで、その養育者は子どもの「安全基地」となります。そして成長に伴い、養育者から離れていられる時間が長くなり、直接抱っこしてもらわなくても心の中に「養育者」が住むようになり、今度はその内在化された養育者の力を借りて、自分で自分の安心感を回復させることができるようになります。

ところが、今まで絶対的に依存して安全基地としていた養育者との別れを経験すると、事情はよく理解できなくても子どもはその不在を感じ不安を抱きます。また、虐待などの不適切な養育を経験した子どもにとっては、むしろアタッチメントの対象が命の危険さえ及ぼすかもしれない危険な存在になります。心の中に安全基地が育っていないまま成長していくと、不安や恐怖を感じる時でも自分で自分をなだめることができず、感情のコントロールが難しいかもしれません。

健康な愛着が形成されていると他者の気持ちを想像する能力が形成されやすくなります。 自分の中に養育者が住んでいるので、何かする時に、「こんなことをしたらお母さんが悲しむだろうな」 などと容易に想像できるからです。逆に愛着形成が上手くいかないと共感性が育ちにくく思春期、 青年期の反社会的な行動に繋がりやすいと言われています。

こうして考えていくと里親家庭で特定の養育者を安全基地として育つことの意義がとても大きい事をご理解いただけると思います。大人の言葉が子どもの心に響くためには、たとえ叱られたり、ケンカをしたりしても仲直りできるという経験を重ね、何よりもその大人が子どもの存在そのものを大切に想っているということを普段から実感できることが重要です。愛着の課題が大きな子どもだと、こういったことを里親さん一人で担うのはとても大変なので、家族、友人、支援者の力を借りながらみんなで一緒に子育てしていく心構えが必要となってきます。

※参考文献

ヘネシー・澄子『子どもを愛せない母 母を拒否する子』学研教育出版 2004 西澤哲『子ども虐待』講談社 2010 杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学研 2007



第6章

里親家庭から 子どもが離れるとき



子どもにとっての自立支援について

本の里親制度では、子どもは里親家庭から原則として18歳になる年度末で自立することを目標に自立支援計画を立てていきます。18歳での措置解除を目前に控えた子どもの自立支援では、子どもが社会での居場所を見つけ巣立っていくプロセスを支えることと同時に短期あるいは長期に渡っての里親家庭での子どもとの暮らしの終わりの準備(次へとつなぐ準備)を考えることになります。

KEY POINT of

子どもにとって

- 子どもの将来の希望に大人が耳を傾け、一緒に考えてくれたことや、将来に向けての挑戦や失敗を 見守ってもらえたことは、子どもにとって支えられた体験になるでしょう。
- 具体的に得られる経済的援助を数字で示すことで漠然とした子どもの不安が減る場合や、職場体験や学校見学など、将来の選択肢として気になる場所を実際に見に行ってみることが進路について考える意欲につながる場合があります。
- 通称姓を使っていた子どもが自立後、実姓を使うことや、面接や奨学金申請の作文等で自身の 生い立ちを振り返る機会を経験し、複雑な思いを抱えながら進路決定に取り組む場合もあります。

里親として

- ちょうど高校生の頃はどんな子どもであっても、考えや気持ちが大人には見えにくい年頃です。 どれだけ突っ張っていても、迫ってくる自立後の不安や焦り、苛立ちをどの子どもも感じています。 「それでは自立できない」等、できていないところばかり指摘せず、これまで積み上げてきたその子の 強みを一緒に見つけ、揺れ動く気持ちを整理していく助けが必要になります。
- 子どもを送り出す時に、里親が感じる思いは様々あるでしょう。子どもと日々気持ちの交流を行ってきた 里親にとって、自立後の子どもへの想いと期待と心配は、計り知れないことでしょう。子どもの不安に 響き合ってしまうこともあるので、学校や各関係機関の助けも借りながら、少しずつ整理していきましょう。
- 子どもの心身の状態や実親の状況によっては、里親家庭からの自立後も様々な支援が必要になる場合があります。それは、健康保険や年金、障害者手帳取得、奨学金など多岐に渡ります。その子どもにとって必要な支援は何か、どういった関係機関につないでいくことがいいかを確認しておきましょう。

地域および関係職員として

■ 子どもの将来への希望を引き出すことに、里親が苦慮する場合も見受けられます。また18 歳以降の生活基盤を子どもに得て欲しいと考え、里親が子どもの養育への責任感を強める場合もあります。 里親子が積み重ねてきたよい変化を一緒に見つけながら、子どもが前向きに自分自身で1つずつでも 選択していけるよう見守ります。

- 子どもによって、自立の目標は異なります。子どもが措置解除後に社会で適応した生活を送るために役立つスキルなどをアドバイスするだけでなく、子どもの個別の状況や成長の経過をふまえた自立支援を心がける必要があります。そのためには、児童相談所が把握する子どもの状況や、自立支援計画における子どもの話や希望などを共有しておくことが大事です。
- 進路だけでなく、社会的養護のもとで生活してきた子どもの多くは、自身の全てを大人に決められてきています。だからこそ、自身で選択していくことがとても苦手で不安な場合もあります。しかし、自分の希望を出すことや自分で選ぶこと自体が、意味のある経験になることがあります。
- 自立を目前にする高校生時期の子どもの複雑な気持ちについて、里親も支援者も前出のライフストーリーワークやアイデンティティの視点からの理解も必要です。

児童養護施設での自立支援の取り組みについてのインタビューより

東京都の児童養護施設の自立支援の取り組み(注1)を聞くと子どもへの自立支援が、 単なる進路選択のための情報提供ではないことに驚かされます。養育里親の支援にも 携わる施設職員に子どもの自立支援の取り組みにおいて大事にしていることを聞いてみました。

- 子どもは大人の意見に多かれ少なかれ、影響を受けます。支援者が子どもにとって「これがよい」と思っても様々な進路選択があるので、意見を述べる大人も視野を広く持てるとよいと思います。 進路決定の主体は子どもであり、支援者はあくまでも子どもが考えるための資料を提供する側と 考えて子どもに接しています。
- 将来「何をしたいかわからない」子どもとは、お茶を飲んでいるときにさりげなく話題にするなど、子どもにプレッシャーを与えすぎないよう考えながら、話をする機会を作っています。
- ボランティアとのかかわり等を通して、子どもが、「世の中には様々な大人がいる」と感じてもらえるような経験を提供しています。それは子どものためだけでなく、子どもと接する機会を得た大人もたくましく生活する子どもとの出会いに影響を受けると感想をもらっています。
- 社会的養護のもとで育つことになった子どもは、原則 18 歳までの支援の中で自立を迫られ "社会に出ると後ろも振り返らず頑張らないといけない" と思わされるところがありますが "失敗は あってもよい" と子どものありのままを認めてあげられる態度で接することも心がけています。 それによって子どもの意欲を支えられるように思います。
- 自立後も子どもが様々な大人を精神的に頼りにできたらいいなと思います。里親さんにも「近くにきたら連絡してね」など、できる範囲・子どもにとって必要な範囲で、声かけをしていただけたら子どもたちもほっとするのではないかと思います。
- 里親さんには "この子は○○年後には社会で居場所を見つけ生活するのだ" と現実的な面も考えて準備していただくのは大事だと思います。支援者は里親さんが自立支援の情報を「ここに聞けばわかる」とアクセスしやすい工夫を考えていく必要があると思います。
- ※引用文献 (注1)「児童養護施設における自立支援」2017年6月29日 東京都里親研修 課題別研修 参考文献 1 東京都福祉保健局『東京都における児童養護施設退所者の実態調査報告書』2017
 - 2 白井絵里子『里親と子ども vol8「いま日本で若者が自立するということ」』明石書店 2013

里親委託後の措置変更・措置解除

立以外にも、里親家庭からの措置変更・措置解除になる場合があります。それは、家庭 復帰や、里親家庭の事情、子どもの課題やそのニーズの変化によるものなどがあります。 家庭復帰は家庭状況が整えばいいというものではなく、子どもがそれをどう受け止めているかも 大切です。子どもが望むことであっても、実家族との交流をはじめ、そのプロセスは子どもと 里親家庭、そして実家族、それぞれの心の揺れが生じることでもあります。

特に子どもとの関係性を理由としての措置変更は、「不調」と呼ばれることがあります。それは、 里親さんを「ダメな里親だ」とレッテルを貼ったように感じる言葉だと言われることもあります。 今後も、この「不調」という表現については、議論を重ねる必要があります。

KEY POINT of

- 家庭復帰- 実親の状況が整ったことにより、計画的な交流を経て、家庭に帰る場合があります。

子どもにとって

■ 実家庭との交流前後、期待と不安そして里親と実親それぞれとの関係について、葛藤を抱く子どももいます。子どもの様子や言葉から子どもの気持ちの揺れを受け止められるよう、里親さんや関係機関が見守れる体制づくりをしておきましょう。

里親として

■ 子どもの心の揺れをしっかり支え、言葉に耳を傾け、表出される心身の変化など十分なアセスメントを持って子どもの安心・安全をつなげられるような配慮が必要です。

地域および関係職員として

- 子どもが家庭復帰した後、里親はなかなか子どものその後の様子を知ることができません。措置解除後に 里親が喪失感を体験する場合があり、支援者はそれを念頭に起いて、アフターケア訪問をするなど 里親さんの気持ちに耳を傾けましょう。
- 家庭復帰の子どもの心の揺れについて、里親が一番近くで感じています。時には子どもと同じような複雑な気持ちを体験することがあるかもしれません。支援者は、里親からの話に耳を傾け、日常的にどのように子どもに言葉をかけるのがよいかも含め一緒に考える必要があります。



- 措 置 変 更 - 子どもとの関係性などを理由とした、措置変更は "不調" と言われることがあります。 子どものニーズを含め、総合的な判断が必要になります。

子どもにとって

- 様々な事情により、子どもとの生活の継続が難しいことによる措置変更・措置解除は大人との別離や 急な環境の変化を経験してきた子どもにとって、再度、大きな喪失体験となります。できる限り子ども にも振り返りの機会が持てるよう努力しましょう。
- ■「自分が悪いから別の場所に行くことになった」と子どもが理解している場合もあります。子どもの 視点から見ての措置変更の意味が子どもにわかりやすく、今の子どもにとっての成長を支える選択として 伝わっているかどうか、配慮が必要です。措置変更や措置解除後に子どもへの愛着をつなぐにはどんな 支援が必要かを検討することも大切です。

里親として

- 子どもとの別れにより、里親さんが罪悪感を感じたり、つらく傷ついた感情や怒り、喪失感を体験することもあります。
- これらのさまざまな感情は数か月に渡って大きく波打ちながら揺れ動き、少しずつ整理されていきます。 相談できる人などに語ることで、感情を抱えこまないようにしましょう。
- 里親養育は別々に生活をしていた個々が家族となっていく過程が必要です。それは簡単なことではなく、ちょっとしたタイミングのズレでうまくいかなくなることもあります。

地域及び関係職員として

- 人間関係を継続するには関係を作るお互いの努力だけでなく、出会いの時期や相性やそれぞれのタイミングなど明確にとらえられない要因もかかわってきます。一つの原因を見つけ出すという視点でなく、いくつかの観点から、次の里親養育に生かすためにも振り返る必要があります。
- 前出のライフストーリーワークの視点を持ち、里親と子どもとの生活上の試行錯誤やさまざまな 経験が、次の養育に引き継がれていくかどうかも見ていけることが理想です。
- 子どもの成長発達や自立後の進路決定などの方向性により、常に変化に合わせたアセスメントを行い、子どもが今どこで生活するのがよいのか成長発達の経過や子どもの希望についての情報収集し、それをつないでいく支援が必要だと考えます。

子どもの措置変更とは -

千賀ら(2017)は全国 568施設からの措置変更の事例収集の分析から、里親委託後の措置変更について、次のように述べています。"措置変更とは (中略) その時の限られた選択肢の中から子どもの最善の利益を追求するプロセスそのものと捉えることができる。そのため家庭や施設、里親での対応が限界になったら「本当にご苦労様です。次は私が引き受けるから安心して下さい」というようにお互いがバックアップ機能を果たしていくことが重要だと思われる。こうした側面をまったく考慮せずに里親委託後の措置変更を「不調」という言葉で表現してしまったら、子どもと必死で向き合っている里親は報われないだろう。そのため、措置変更を考える上では、社会全体で子どもを養育していくという社会的養護の理念に立ち戻り、施設と里親の連携のあり方についても見つめ直していく必要があると思われる"支援者各々にあてはまることと言えます。

おわりに

昨年度の改正児童福祉法は、すべての子ども家庭についての子どもの育ちを地域社会が 責任を持って養育していくことがより明確になり、子どもが権利の主体者であると 位置づけられるとともに家庭養育優先の原則が明記されました。代替養育についても 施設養育や里親養育に対し意見が述べられたものと解釈しています。

乳児院という場で家庭復帰や里親委託、施設への措置変更を行っていると様々な場面に 遭遇します。アセスメントからアフターケアまでの間に様々な戸惑いが双方に生じます。 私たちの施設は、「子どもを第一に」という部分を前面に出して考えていこうとしています。 いわゆる権利擁護の視点も大事にしているのです。家庭復帰の場合は、その子どもの 親御さんの想いを汲みつつも、家庭に戻るタイミングや、そのサポート体制までも考えて 逆算をしながら面会から外泊へと向かって行きます。里親の場合はどうでしょうか。 東京都の場合は、子どもを措置した児童相談所の児童福祉司が里親選定のカギを持って いる場合が多く、選ばれた後から、乳児院の職員と関係作りを始めていきます。子どもの 想いの側に立ち、代弁する立場の施設と児童相談所としては、交流の様子を把握しながら 意見を聞き、評価をしながら取り組んで行くことになります。

子どもの想いの表出は、なかなか複雑でもあることから、そこに養育者の立場や、里親の 想いをいかに汲み取り、子どもの立場に立ってよき方策を考えます。里親の立場から考えると 出会いから交流、交流から委託へと考える暇もないほど目まぐるしく変化が起こると 考えられます。同じように子どもにも目まぐるしい変化が秒単位で起こっています。 相手の想いを汲みつつも、もどかしい日々が里親委託ということになります。

今回「ハンドブック」作成には、施設側の里親支援専門相談員の意見を存分に取り 入れて、子どもを中心においた場合、里親家庭の方にどのように配慮していくことが 望ましいかといった様々な視点から項目立てを行っています。

気になるところから開いていただいてもいいですし、初めから読むことも可能です。 一旦、皆様の手に届くと、活用はそれぞれに任されると思っております。

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 施設長 都留 和光

平成29年度 植山つる児童福祉研究奨励基金(研究B・専門研究)助成

「児童福祉施設等里親支援機関の専門性を活かした里親養育支援のあり方に関する研究」

研究者・執筆担当

社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーシ

分担執筆

河村 千代:第1章

鷲尾 彩織:第2章・3章「子どもを知る②」・第5章「子どもと性」「性被害から子どもを守る」 宮内 珠希:第3章・第5章√子どもの安全基地になるということ」

長田 淳子:第4章

今福 アカネ:第6:

学識者

青山学院女子短期大学 教授 横堀 昌子

Special Thanks

「子どもと里親研究会」に参加していただきました 里親支援専門相談員のみなさま

里親交流支援員のみなさま

乳児院・児童養護施設職員のみなさま

子どもと里親のためのサポートハンドブックし

発行:社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 〒160-0012 東京都新宿区南元町4番地 TEL:03-3359-4578 FAX:03-3359-4596 発行日:2018年8月初版・2019年2月一部改訂

